

いわき市下水汚泥等利活用事業 募集要項に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問および意見	回答
1	募集要項	7	第2	9			事業期間終了時の措置	事業終了時の移管手続きについて、要求水準書に規定されていない事項が求められる場合の費用は、貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合、合理的な理由についてご教示おねがいたします。	ご理解の通りです。 詳細は事業期間終了の5年前に協議となります。
2	募集要項	7	第2	9			事業期間終了時の措置	事業終了時の施設状態について、要求水準書に規定されていない事項が求められる場合の費用は、貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。	No.1をご参照ください。
3	募集要項	7	第2	10			地方自治体への事前説明	固形燃料化物(有価物)を利用する予定の施設がいわき市内にある場合においても、貴市への事前説明は必要でしょうか？	市廃棄物対策課への事前説明を行ってください。
4	募集要項	7	第2	10			地方自治体への事前説明	固形燃料化物が廃棄物扱い(逆有償含む)になる場合においても、8/7の応募資格確認結果の通知以降に受入れ施設へ持ち込むことに関する事前説明およびその証の提出は必要でしょうか？	提案において、廃棄物扱いになる場合の持ち込み先が所在する地方自治体によります。 当該地方自治体において事前説明が必要な場合、事前説明の証をご提出ください。
5	募集要項	13	第3	3	(9)		事業提案書の提出	提出方法が「郵送による」となっています。新型コロナウイルス感染症に係る非常事態宣言は解除されたものの、今後の第2波、3波は予測できない状況かと思われます。スケジュールの変更の選択肢も考えられますが、提出方法に持参を追加するなどの多様化も検討して頂けないでしょうか？	新型コロナウイルス感染症対策として、提出方法を郵送としていますので、ご理解の程よろしく願います。
6	募集要項	18	第3	4	(3)		応募者の参加資格要件	実施方針の質問回答No.75にて維持管理・運営業務を行う者の参加資格要件にバイオガス発生施設の維持管理に関する経験が条件として記載されるべきである旨、質問させて頂きましたが、「バイオガス発電事業を付帯事業としていることによるものです。」との回答を頂いております。回答が理解できませんでしたので、再度、質問させて頂きます。 バイオガス発生施設(嫌気性消化設備)は固形燃料化施設と同等に汚泥処理施設の主要施設であり、要求水準書P9に示された事業者の事業範囲に含まれることに留まらず、募集要項P37別紙2においてはペナルティ対象の関連業務にもなっていると理解しています。このように要求水準に係るバイオガス発生施設(メタン発酵施設)の維持管理業務において、参加資格要件にて経験が不要である理由を合理的に説明して頂ければ幸いです。	「下水道法の終末処理場から発生する下水汚泥より生成されるバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設の設置工事」とは発電施設を意図しています。 バイオガス発生施設の維持管理に関する経験は、優先交渉権者選定基準においてその実績を評価することとしています。
7	募集要項	21	第3	8	(9) (10)		付帯事業の提案時期	未利用地利活用事業及び提案バイオマス処理事業については、本公募時に応募者が提案を行い選定事業者において当該提案が認められた場合に実施できる建付けとなっておりますが、応募時に当該提案をしていなくとも、選定事業者において任意のタイミングで貴市に当該事業実施の提案・申し入れを行い、貴市がこれを認めれば、当該付帯事業の実施は可能と理解してよろしいでしょうか。	本事業としては、応募時に提案していない事業の実施は認めません。
8	募集要項	22	第4	1			リスク分担の考え方	市と事業者との責任分担は、すべて「特定事業契約書(案)」内に記載されているとありますが、実施方針(案)においてご提示いただいたリスク分担表について、同項目でよろしいので貴市のお考えを整理いただいた資料として改めてリスク分担表としてご提示くださいますようお願い申し上げます。	改めての公表はいたしません。
9	募集要項	29	第7	2	(1) (2)		市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	実施方針のリスク分担案No.1において、「市の政策の変更による事業の変更・中断・中止など」は貴市のリスクとされています。市の政策の変更による事業の変更・中断・中止などは「市の責めに帰すべき事由」と理解してよろしいでしょうか。	リスク分担の考え方については、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書(案)において示す」としております。 本質問については、基本的にはご理解のとおりですが、個別の案件については、各特定事業契約書(案)によります。
10	募集要項	32	別紙1	2	(2)		維持管理運営業務に係る対価(サービス購入料B)	固定費として800万円/年が対価として支払われ、1.6億円/20年を超えた場合市負担とするとなります。例えば事業者が1600万円/年の修繕または更新を10年行った場合、残りの10年は800万円/年が支払われますが、修繕または更新は全額市負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	募集要項	32	別紙1	2	(2)		サービス購入料B-1 固定費	念の為の確認となりますが、当該サービス購入料のご提案は毎年金額固定であり、毎年変動しての金額のご提案は認められないのでしょうか。	ご理解の通りです。物価変動等による改定はありません。
12	募集要項	32	別紙1	2	(2)		維持管理・運営業務に係る対価(サービス購入料B)	固定費相当分(サービス購入料B-1)において、実際は、項目①～⑤に関しては年度毎に金額は実施計画において変動するものと考えます。提案時においては金額の各年度平準化を致しますが、実施の支払いに関しましてはSPCの健全な収益性を維持するためにも年度計画での支払いをお願い致します。	サービス購入料B-1については、物価変動等による改定を除き、変動はありません。
13	募集要項	32	別紙1	2	(2)		維持管理・運営業務に係る対価(サービス購入料B)	募集要項に係る第1回質問回答No.91におきまして、既存施設の修繕及び更新実施時は、貴市に都度見積を提出し承認を頂いたうえで実施することに関して、「ご理解のとおりです。」との回答を頂いておりますが、ここでいう見積書は維持管理・運営を行うSPCが貴市へ提出する形態でしょうか？SPCは建設業許可を取得しませんが、貴市の方でそうした形態を許容して頂けるという理解でよろしいでしょうか？	建設業許可を有する修繕等の実施業者が作成した見積書を、SPCを介して市に提出してください。

いわき市下水汚泥等利活用事業 募集要項に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問および意見	回答
14	募集要項	33	別紙1	2	(2)		維持管理・運営業務に係る対価(サービス購入料B)	募集要項に係る第1回質問回答No.93の回答におきまして、「脱水汚泥以外の形態は濃度の変動により量が著しく変動するため、ここでの「脱水汚泥」は、固形燃料化施設投入量を示していますので、原文はそのままとします。」とありますが、なぜ原単位が脱水汚泥なのかを質問させていただきましたが、下線部分の濃度変動に係る精度問題は質問しておりません。改めて、募集要項P4の下水汚泥処理施設等の計画処理量が固形物量で示されており、要求水準書P87表参-3汚泥量の将来予測においても固形物量で試算されています。さらに提案バイオマス事業の実施も想定されますので、脱水汚泥に換算する意味はなく、固形物量を原単位とするのが望ましいかと思えます。また、モニタリングの観点にきましても、固形燃料化物およびバイオガスの管理が必要であり、再考のほどよろしくお願い致します。再考におきましても変更なしの場合、「原文のまま」とします」のみの回答ではなく、その合理的な理由をご教示お願いいたします。	原文のままとします。集約・受入れ時の汚泥（固形物量）を原単位とする中での濃縮汚泥やし尿・浄化槽汚泥は濃度変動の影響を受け、定量的な処理量の把握が困難となるため、固形燃料化施設投入時の脱水汚泥量とします。提案時の含水率で計算します。
15	募集要項	33	別紙1	2	(2)		維持管理・運営業務に係る対価(サービス購入料B)	募集要項に係る第1回質問回答No.93の回答におきまして、「脱水汚泥以外の形態は濃度の変動により量が著しく変動するため、ここでの「脱水汚泥」は、固形燃料化施設投入量を示していますので、原文はそのままとします。」とありますが、同質問回答の上記下線部分に関して、嫌気性消化施設投入量の間違いではないでしょうか？ご確認お願い致します。修正ない場合、嫌気性消化施設における変動費を、固形燃料化施設に投入する脱水汚泥を基準とすることの合理的な理由をご教示お願いいたします。	間違いではありません。要求水準書(中部浄化センター編 図3)に示すとおり、北部浄化センターから排出される脱水汚泥(浄化槽汚泥)を固形燃料化施設に直接投入してもよいとしているため、脱水汚泥としています。また、その他理由はNo.14のとおりです。
16	募集要項	33	別紙1	2	(2)		対価の計算方法	サービス購入量料B-2における「④その他費用」に関して、第1回質問回答No.95によれば「提案バイオマス処理事業の内容により①～③以外に必要な費用が生じる可能性を考えているため、事業者提案によります。」と示されています。提案バイオマス処理事業を行うことで①～③の項目も費用が増減すると思いますが、①～③に含めず④その他費用にて考慮する扱いとされた方がよろしいのでしょうか。	第1回質問回答No.95の回答を訂正します。付帯事業による収支は、別途計上し提案してください。①～③以外に必要な費用が生じる場合は、④に計上することとします。
17	募集要項	33	別紙1	2	(2)		対価の計算方法	サービス購入量料B-2における「④その他費用」に関して、第1回質問回答No.95によれば「提案バイオマス処理事業の内容により①～③以外に必要な費用が生じる可能性を考えているため、事業者提案によります。」と示されています。提案バイオマス処理事業を行うことによる金額増減に関しては、当初試算されたVFMには含まれておりませんので、上限金額とは別途扱いという理解でよろしいでしょうか。	No.16をご参照下さい。
18	募集要項	35	別紙1	4	(1)		物価変動の指標	サービス購入量料B-2における「④その他費用」に関して、第1回質問回答No.95によれば「提案バイオマス処理事業の内容により①～③以外に必要な費用が生じる可能性を考えているため、事業者提案によります。」と示されています。④その他費用に係る改定指標は「企業向けサービス価格指数・諸サービス「下水道」となっていますが、「④その他費用」が提案バイオマス処理事業を想定された項目ですと、提案バイオマス処理事業は廃棄物処理事業ですので、「企業向けサービス価格指数・諸サービス」としては、少なくとも「下水道」の適用には無理がありますので、「廃棄物」等への変更が妥当と考えます。あるいは、提案バイオマスも含めた適切な指標案が貴市にごございましたら修正をお願いいたします。修正なき場合は、「原文のまま」とのご回答だけでなく、下水道を指標とすることの合理的な理由をご教示お願いいたします。	No.16を参照ください。「下水道」以外の指標を④その他費用に用いることが適切と判断する場合は、事業者が指標を提案してください。
19	募集要項	35	別紙1	4	(1)		物価変動の指標	サービス購入量料B-1およびB-2における改定指標として国内企業物価指数の類別が指定されていますが、燃料に関しては小類別、商品群、品目と細分化されていますので、例えば品目:A重油を改定指標と指定させて頂くことは可能でしょうか。指定が不可の場合は、「不可です」との回答だけでなく、不可とする合理的な理由をご教示お願いいたします。	可能です。指標を費用別とするか、品目別に設定するかは契約交渉にて協議とします。

いわき市下水汚泥等利活用事業 要求水準書に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
1	中部浄化センター編	9	2	2.3	図3		事業者の事業範囲	脱水ケーキ受入ホップ後段のポンプが工事範囲となっておりますので、既設ピストンポンプの使用・不使用にかかわらず、本事業範囲への受入脱水汚泥の圧送は、本事業にて新規設置のポンプで行うと理解してよろしいでしょうか。	当該ポンプの新設については、提案に委ねます。運用方法や既設ポンプの能力等を勘案し、ご提案ください。
2	中部浄化センター編	9	2	2.3	図3		事業者の事業範囲	重力濃縮槽からの汚泥引扱は貴市所掌となっておりますが、安定した受入を行うため既設重力濃縮汚泥引扱ポンプの本体のみを揚程を上げたものに更新させていただくことは可能でしょうか。またこの場合は、ポンプ本体を貴市へ引き渡し、維持管理を貴市にて行っていただけるものと理解してよろしいでしょうか。ポンプの選定にあたっては、既存ポンプと同品質のものとして設計段階で貴市ご承諾をいただき、制御等は既存のまま貴市にてお取り扱いいただけるように配慮します。	既設重力濃縮汚泥引扱ポンプの更新については提案可能です。維持管理については、ご理解の通りです。
3	中部浄化センター編	10	2	2.4			電波障害の調査	関係法令に記載がありませんが、本施設で10mを超える建物については、いわき市中高層建築物に係る電波障害等の防止に関する指導要綱の対象となりますでしょうか。対象となる場合、電波障害の調査費用は、本工事に含まれるのでしょうか。	対象となります。また、調査費用は、本工事に含まれます。
4	中部浄化センター編	19	4				責任分界点	電力やユーティリティ（給排水、燃料等）については、下水道利活用事業と、付帯事業および未利用地利活用事業は一部を合理的にシェアする必要がありますと考えておりますが、これらのご提案が可能であると考えてよろしいでしょうか？	提案可能です。
5	中部浄化センター編	23	4	4.14			既存建築物	「原則として既存建築物への維持管理人員の常駐は不可とする」とありますが、薬品等のユーティリティや維持管理用資機材の保管場所についても、必要であれば本事業にて整備する必要があると理解してよろしいでしょうか。	保管場所としての利用は可能です。
6	中部浄化センター編	23	4	4.14			既存建築物	「汚泥受入棟における…新設を不可とする」とありますが、既存の汚泥処理棟についても同様と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	中部浄化センター編	23	4	4.14			既存建築物	設置が可とされている「補機類」とは、要求水準上事業範囲として明記され、かつ事業運営上必須である、「汚泥受入ホップ後段のケーキ搬送設備」、「二次処理水および砂ろ過水の給水装置」並びにそれら機器に必要な盤類に限られると理解してよろしいでしょうか。 例えば別紙1に示される既存設備を流用することを目的として汚泥ポンプや薬品ポンプ等、本来事業用地内に設置されるべき機器類を新設し、老朽化した既存建築物（受入棟および汚泥処理棟）のローディング（荷重条件）に影響を与えるようなご提案は不可能と理解してよろしいでしょうか。	「補機類」の種類については事業運営上必須のものをご提案ください。荷重条件については、協議とします。
8	中部浄化センター編	27	6	6.2	2		設計に伴う許認可等	建物の確認申請について、民間の確認検査機関に申請することは可能でしょうか。	不可です。
9	中部浄化センター編	30	6	6.3	6		施工管理	1回目質問回答No.36において、本事業と付帯事業における現場代理人の兼務に関して「不可です。」との回答を頂いております。①現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと。②発注者との連係体制が確保されることを留意したうえで、現場代理人と技術者（監理技術者、主任技術者又は専門技術者）を兼務しない形態を想定しております。本件、再考をお願い致します。その上で不可の場合には合理的な理由を教示願います。	「いわき市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和措置の拡大について（令和2年1月）」については、いわき市又は福島県及び他市町村が発注する工事を対象としておりますが、付帯事業は市と事業者が請負契約をする市発注工事ではないため、兼務は不可とします。
10	中部浄化センター編	31	6	6.3	6	(12)	土木工事	監理技術者あるいは主任技術者を専任で配置する土木工事とは、地下躯体工事との理解でよろしいでしょうか。	建設業法上、土木工事と分類されるものを対象としてください。参考として、各構造物の土木と建築の区分については、「下水道の終末処理場・ポンプ場工事の設計・積算における土木と建築の区分について（平成13.3.19国都下事発第119号）」を参照してください。
11	中部浄化センター編	31	6	6.3	6	(12)	施工管理	土木工事の監理技術者は建築工事と並行作業なので同一者としてよろしいでしょうか。	資格要件を満たしておれば構いません。

いわき市下水汚泥等利活用事業 要求水準書に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
12	中部浄化センター編	50	6	4.4	(1)		高圧受変電設備	第1回質問回答No.59においてき電盤の設置は、「受入棟」ではなく、「管理棟」の電気室とすると回答を頂きましたが、要求水準書P.19においては、「受入棟」の電気設備から高圧受電をすると記載があり、別紙4においても焼却施設2号炉分の予備スペースより転用して受電すると記載があります。繰り返しの質問になりますが、き電盤の設置は、「受入棟」の電気室との理解で良いのでしょうか？	「き電盤」の役割は、サブ電気室へ電力を送り出す側で事故電流が流れた際に、電力の供給を遮断するものです。したがって、「き電盤」は管理棟電気室に設置し、受入室まで高圧送電とします(本工事範囲内とします)。なお、工事実施時において、汚水ポンプ設備の停電が想定されるため、停電時間を短くする等、配慮した計画としてください。
13	中部浄化センター編	66	7	1.3	(1)		業務総括責任者及び副業務総括責任者の配置	下水道法施行令第15条の3の資格を有する業務総括責任者及び副業務総括責任者は、SPCから「維持管理・運営業務委託」を受託する企業等から選任し、選任された者はSPC従業員を兼務できると理解してよろしいでしょうか。	第1回質問回答「特定事業契約書(案)」No.118、137の回答を訂正します。総括責任者、副総括責任者および廃掃法上の資格者は、維持管理・運営業務を行う構成企業または協力企業からの選任も可能とします。
14	中部浄化センター編	67	7	1.3	(2)		廃棄物処理施設技術管理者の専任	廃掃法第21条第3項の廃棄物処理施設技術管理者は、SPCから「維持管理・運営業務委託」を受託する企業等から選任し、選任された者はSPC従業員を兼務できると理解してよろしいでしょうか。	No.13をご参照下さい
15	中部浄化センター編	67	7	1.3	(1)		維持管理運営体制	維持管理・運営業務に含まれる修繕工事の扱いに関しては、SPCは建設業許可を取得せず、建設業許可を持った建設会社(協力会社)への再委託にてパススルーする業務形態を考えております。特定事業契約書(案)に関する質問回答No.112において、SPCが必要な許認可を取る旨のご回答がございましたが、修繕工事を請け負い実施するための建設業の許認可をSPCが取得することまでは想定されていないという理解でよろしいでしょうか。結果として、修繕工事は一部再委託が可能であり、建設業法の有資格者をSPCに配置させることは不要と理解してよろしいでしょうか。	事業者の修繕等業務については、『施設機能を安定的に維持させるために必要な範囲で修繕・更新の発注をする業務』を意図しており、ご質問の業務形態ではSPCから建設業許可を持った者への「再委託」ではなく「発注」をすることになりますので、建設業法の有資格者をSPCに配置させる必要はありません。
16	中部浄化センター編	68	7	1.5			電力	別紙1 既存汚泥処理施設機器リストに記載の機器を使用する場合の電気使用量の清算はどのように実施するのでしょうか？受入棟や汚泥処理棟にメータが設置されており、その数値にて清算をするのでしょうか？	受入棟・汚泥処理棟の使用電力量から案分するものとします。実際の清算額は、協議により決定します。
17	中部浄化センター編	82	10				未利用地利活用	質問回答のNo.123より。未利用地にある残土の一部を本事業で利用されることを想定とありますが、こちらの残土を利用する必要がない場合の残土処分費は、本事業の範囲外との理解で宜しいでしょうか。	令和元年度以降の工事で発生した残土については撤去予定ですが、それ以前からある土砂については残置となります。なお、未利用地利活用事業に係る建設費等は事業者負担です。
18	中部浄化センター編	82	9				提案バイオマス処理事業	1回目質問回答No.119において「し尿・浄化槽汚泥と合わせた処理量が下水汚泥の処理量を超えないようにすること」の具体的な数字は、要求水準書P87別紙2表参-3参照と回答を頂きました。ここでの処理量は汚泥スラリーおよび脱水ケーキのWetベースの重量ではなく、固形物量を指しているという理解でよろしいでしょうか？	汚泥量(Wetベース)とします。
19	中部浄化センター編	83	別紙1					別紙1に既設のピストンポンプが記載されている意図は、このポンプを本事業用地へ移送するために使用しても良いというのではなく、サイロ系設備を利用する場合に使用しても良いというものであり、本事業用地への受入脱水汚泥の移送は要求水準通り、ポンプを新設し、事業者にて維持管理を行うものと理解してよろしいでしょうか。	別紙1には、①中部ケーキ移送ポンプ、②ケーキ移送ポンプ、③No3・4ケーキ移送ポンプの3項目の記載があり、どのポンプを意図した質問か不明確なため明確な回答ができません。 なお、要求水準においてはピストンポンプの新設・既設利用について規定していませんので既設設備の能力等を勘案し、適切にご計画ください。

いわき市下水汚泥等利活用事業 要求水準書に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
20	中部浄化センター編	113	6	4.7			土木に関する要求水準	現在建設予定地に残土が集積されておりますが、工事着工時までには処分・整地されているものと理解しておりますが、宜しいでしょうか。	建設予定地に集積されている残土については撤去致します。
21	中部浄化センター編	113	6	2.4			施工計画書の提出	現在指定の施工ヤードとしては、3ヶ所ございますが、テント倉庫がある施工ヤードは使用出来ると思いますが、他の2ヶ所の施工ヤードは造成（伐採・伐根含む）をしないと、使用出来ないと思われます。造成も見込む様でしょうか。	必要があれば、事業者の負担において造成してください。
22	中部浄化センター編	113	6	2.4			施工計画書の提出	上記質疑で、テント倉庫の使用は可能でしょうか。	汚泥処理棟北側のテント倉庫の利用については協議によります。
23	南部浄化センター編	7	2	2.4			電波障害の調査	関係法令に記載がありませんが、本施設で10mを超える建物については、いわき市中高層建築物に係る電波障害等の防止に関する指導要綱の対象となりますでしょうか。対象となる場合、電波障害の調査費用は、本工事に含まれるのでしょうか。	No.3をご参照下さい。
24	南部浄化センター編	18	6	2.2			設計に伴う許認可等	建物の確認申請について、民間の確認検査機関に申請することは可能でしょうか。	No.8をご参照下さい。
25	南部浄化センター編	22	6	6.3	6	(12)	土木工事	監理技術者あるいは主任技術者を専任で配置する土木工事とは、地下躯体工事との理解でよろしいでしょうか。	No.10をご参照下さい。
26	南部浄化センター編	22	6	6.3	6	(12)	施工管理	土木工事の監理技術者は建築工事と並行作業なので同一者としてよろしいでしょうか。	No.11をご参照下さい。
27	南部浄化センター編	48	7	2.3	(7)	エ	放送設備	No.173の回答にて、下水処理場と一体的に運用するため、放送設備を設置して下さい、とありますが、新施設にはスピーカーのみを設置して、下水処理場中央監視室にある放送設備本体に接続するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
28	南部浄化センター編	53	7	3.1			土木に関する要求水準	残土集積場所は、どこになりますでしょうか。	施工ヤードになります。
29	南部浄化センター編	59	別紙1				上水分岐点	上水分岐点：汚泥棟一階高架水槽（出口配管）とありますが、四階の間違いでしょうか？それとも一階に設置してある受水槽の間違いでしょうか？一階設置の場合は取水ポンプを設置することになります。電源は既設盤からの分岐は可能でしょうか？もしくは、新設の範囲から電源を引込み設置するのがよいでしょうか？	高架水槽は上水受水槽の誤りです。また、既設盤から分岐とすることは可能ですが、設置ポンプの能力に照らして、既設盤から分岐可能かどうかはご確認ください。

いわき市下水汚泥等利活用事業 優先交渉権者選定基準に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
1	優先交渉権者選定基準	4	別紙	(4)			温室効果ガスの発生抑制	第1回質問回答No. 6にて、いわき市としての削減効果を対象とするとのことご回答でした。算定は、固形燃料化物の燃料価値分までとし、利用場所までの運搬以降を含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	優先交渉権者選定基準	4	別紙				内容評価点の評価項目及び配点	(1)事業の安定性において、「固形燃料化物の受入企業の安定性」を評価項目として挙げられていますが、バイオガスの受入れ企業の安定性に関してはSPCが事業者であるため、「SPCの収益性」で評価されているという理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
3	優先交渉権者選定基準	4	別紙				内容評価点の評価項目及び配点	募集要項P17において設計・建設工事を行う者の参加資格要件として、バイオガス発生施設(嫌気性消化設備)の施工実績が含まれていますし、維持管理・運営業務におきましても、バイオガス発生施設(嫌気性消化設備)は固形燃料化施設と同等に汚泥処理施設の主要施設であり、要求水準書P9に示された事業者の事業範囲に含まれることに留まらず、募集要項P37別紙2においてはペナルティ対象の関連業務にもなっていると理解しています。類似実績の評価項目とならない合理的な理由を示して頂ければ幸いです。	嫌気性消化施設の維持管理に関する経験は、下水処理場の包括的民間委託の運転実績の項目に含まれています。

いわき市下水汚泥等利活用事業 様式集に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	様式	項目	項目名	質問および意見	回答
1	様式集	5			様式の枚数制限	例えば、A4版4ページ以内の様式については、様式に図面などを添付した場合に見やすくする為、A3版2ページ以内の提出でもよろしいでしょうか。	可とします。
2	様式集	5	2. 提出書類一覧	3	2) 提案書類提出時	要求水準に係る事業提案書 様式集に関する第1回質問回答No2への更問となります。ご回答によると「要求水準に係る事業提案書」は、提案が要求水準を満たしているか、適合しているかの確認が趣旨であるため、適合しさえしていれば優先交渉権者選定に係る評価の優劣に影響はないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、「優先交渉権者選定基準に係る提案書」における記載内容と矛盾があった場合は評価に関わります。
3	様式集	28	11	第8条	出資割合等	様式11「特別企業グループ協定書」の条項について文言の修正は不可との理解でよろしいでしょうか。その場合、異業種乙型JVを組成する場合、出資比率を請負比率と読み替えて規定すればよろしいでしょうか。	特別企業グループ協定書について、甲型及び乙型の様式のどちらかを提出できるように様式集を修正しました。 なお、乙型JVを採用する場合、最低の分担工事額の割合が工事額全体の10%以上となるようにしてください。
4	様式集	31	12			『維持管理履行実績を証明する書類』に関して、社名変更に関する事項は、契約書内においてその文言が記載されていた場合、変更文書の添付は必要ないという理解でよろしいでしょうか	ご理解の通りです。
5	様式集	83	IV-1-2	別添2	EIRRについて	ご提示頂いているエクセルファイルの54行目ですが、こちらはエクイティのIRRの計算を企図されているとの理解です。（配当前キャッシュフローの出資金に対するIRR）と記載がございますが、エクイティIRRは通常、配当前キャッシュフローではなく、株主へ帰属させる配当そのものの出資金に対するIRRと理解しておりますので、実際の計算は当該理解で計算することで宜しいことをご確認下さい。	国交省の算定手順解説では元利償還後配当前FCFとしているため、配当前キャッシュフローとしてください。評価のための数値設定とお考え下さい。 参考資料 国交省資料：「第3章 VFMシミュレーションモデルの算定手順解説」より
6	様式集	83	IV-1-2	別添2	SPCの損益計算書	各項目の単位の脇に記載されている□（太枠の四角）に記載すべき情報をご教授ください。	想定または提案する単価です。
7	様式集	83	IV-1-2	別添2	SPCの損益計算書	付帯事業で事業開始の1年ほど前から直前にかけて、SPCの設備投資が発生しますが、様式IV-1-2（別添2）の「SPCのキャッシュフロー表」にはキャッシュアウトの欄に「設備投資」という項目を追加して、令和5年度に設備投資額を記載する理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
8	様式集	83	IV-1-2	別添2	SPCの損益計算書	上記SPCの設備投資に係る資金調達のために借入金を計画する予定ですが、様式IV-1-2（別添2）の「SPCのキャッシュフロー表」にはキャッシュインの欄に「借入金」という項目を追加して、令和5年度に借入金額を記載する理解で宜しいでしょうか。また、それに伴う返済は、キャッシュアウトの欄に「借入金の返済」という項目を追加して、返済の計画を記載する理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	様式集	83	IV-1-2	別添2	SPCの損益計算書	営業費用において、付帯事業にかかる費用は、各付帯事業ごとに「事業経費」という名目で記載を追加するイメージでよろしいでしょうか。	様式IV-1-2（別添2）を修正します。付帯事業に伴う影響が把握できるよう、内訳追加するなどして作成してください。

いわき市下水汚泥等利活用事業 様式集に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	様式	項目	項目名	質問および意見	回答
10	様式集	83	IV-1-2	別添2	SPCの損益計算書	（入力用）表中の「配当後キャッシュフロー（内部留保金）累計」につきまして、計算の参照先に誤りがあると存じます。その他書式を含み、計算式につきましては、今一度の確認と必要な修正をよろしくお願いいたします。	修正します。
11	様式集	83	IV-1-2	別添2	SPCの損益計算書	（入力用）E-IRRを計算するセル「AD54」に書かれている数式「SUM(I54:AC54)」は、IRR()の間違いかと存じます。こちらはEIRRを表記するという理解ですので応募者側にて正しい計算式に修正して宜しいでしょうか。また、式の参照先からでは計算できないため、表外に別途計算し、値を転記することで問題ないでしょうか。	修正します。
12	様式集	83	IV-1-2	別添2	SPCの損益計算書	※にある「様式IV-7経済性に関する提案書との整合」させる場合、実際には補修の計画等で増減がある固定費については、毎年一定額に平準化した数字を記述してSPCの長期収支を評価する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	様式集	83	IV-1-2	別添2	SPCの損益計算書	「固形燃料化物製造量」には、計画で副生成物となる分は含まれない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	様式集	90	IV-2-1	工事計画 （中部浄化センター）	1 施工計画	「市が別途発注する工事」とありますが、契約工期内で想定されている具体的な工事あれば、ご教示願います。	閲覧資料を更新しますのでご参照下さい。
15	様式集	90	IV-2-2	工事計画 （南部浄化センター）	1 施工計画	「市が別途発注する工事」とありますが、契約工期内で想定されている具体的な工事あれば、ご教示願います。	閲覧資料を更新しますのでご参照下さい。
16	様式集	97	IV-3-2		施設の安定的な運転管理	”職種”とございますが、職種とは、業務総括責任者、副業務総括責任者、運転管理業務担当者、保守管理業務担当者などと考えて、「1有資格者の配置」および「2維持管理体制」の表を作成するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
17	様式集	116	IV-7-1	1⑤	中部浄化センター土木工事費内訳	中部は建物が2棟有る為、1～4を建物別に項目を増やして宜しいでしょうか、それとも、内訳書にて分けるようでしょうか。	項目を増やして対応下さい。
18	様式集	116	IV-7-1	1⑤	中部浄化センター土木工事費内訳	共通仮設費はどの項目に入りますか。	共通仮設費②の項目に記載ください。
19	様式集	116	IV-7-1	1⑤	中部浄化センター土木工事費内訳	4 躯体工とは、土間（SLライン）から下部の躯体と理解して宜しいでしょうか。（腰壁は建築工事に含むと理解）	建設業法上、土木工事と分類されるものを対象としてください。参考として、各構造物の土木と建築の区分については、「下水道の終末処理場・ポンプ場工事の設計・積算における土木と建築の区分について（平成13.3.19国都下事発第119号）」を参照してください。
20	様式集	116	IV-7-1	1⑤	中部浄化センター土木工事費内訳	付帯工事には付帯工事に含む基礎工事も含めると理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
21	様式集	117	IV-7-1	1⑥	中部浄化センター建築工事費内訳	建物内に構築する、機械基礎等は建築工事に含む（土木工事の付帯工事では無く）と理解して宜しいでしょうか。	事業者の判断により機械あるいは建築工事として計上してください。

いわき市下水汚泥等利活用事業 様式集に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	様式	項目	項目名	質問および意見	回答
22	様式集	123	IV-7-1	2⑤	南部浄化センター土木工事費内訳	共通仮設費はどの項目に入りますか。	共通仮設費②の項目に記載ください。
23	様式集	123	IV-7-1	2⑤	南部浄化センター土木工事費内訳	4 躯体工とは、土間（SLライン）から下部の躯体と理解して宜しいでしょうか。（腰壁は建築工事に含むと理解）	No. 19をご参照下さい。
24	様式集	123	IV-7-1	2⑤	南部浄化センター土木工事費内訳	付帯工事には付帯工事に含む基礎工事も含めると理解して宜しいでしょうか。	No. 20をご参照下さい。
25	様式集	124	IV-7-1	2⑥	南部浄化センター土木工事費内訳	建物内に構築する、機械基礎等は建築工事に含む（土木工事の付帯工事では無く）と理解して宜しいでしょうか。	No. 21をご参照下さい。
26	様式集	125	IV-7-2		維持管理運営費（サービス購入料）	「様式IV-1-2（別添2）」の※で書かれているとおり内容の整合を考慮した場合、発電事業等により得た利益を維持管理運営の費用に当てた場合、「維持管理運営費＝サービス購入料＋発電事業利益」となり、「サービス購入料＝維持管理運営費」とはなりません。本件の場合、「項目の整合」という観点において、どのように表記すればよろしいかご教示お願いいたします。	様式IV-1-2（別添2）および様式IV-7-2、IV-7-3に記載する維持管理運営費は付帯事業を除く金額を記載し、付帯事業に係る事業経費とは区別して記載して下さい。IV-7-2については、付帯事業を除く金額のみを計上してください。
27	様式集	125	IV-7-2		維持管理運営費（サービス購入料）	「様式IV-2-4、様式IV-3-1、様式IV-3-3との整合に留意してください」と記述がありますが、様式IV-2-4「安定的な稼働想定」、様式IV-3-3「危機管理体制」との整合とは、具体的にどのような内容を指すのかご教授ください。	危機管理体制で示された防止策等がある場合、その費用が様式IV-7-2に計上されているか、といった主旨となります。
28	様式集	126	IV-7-2	①	サービス購入料B-1	各固定費の年間金額は、20年間分を一定に平準化した数字を記載する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
29	様式集	127	IV-7-2	②	サービス購入料B-2	4. その他費用に関し、前回の募集要項に関する質問回答「92」でご回答在りました、「提案バイオマス処理事業」に係るユーティリティ等の変動費用は、本体の「脱水汚泥の受入量」に応じて必ずしも増減するとは限らないと考えますが、脱水汚泥ベースの単価で提案するのでしょうか。	「95」と推察します。第1回質問回答No. 95の回答を訂正します。IV-7-2については、付帯事業を除く金額のみを計上してください。
30	様式集	127	IV-7-2	②	サービス購入料B-2	様式IV-7-2では、単価は「円/wet-t」となっておりますが、IV-7-2②の提案単価では「円/wet-t・年」と記載されております。「年」は不要と考えます。修正お願いいたします。	修正します。
31	様式集	128	IV-7-3		市のライフサイクルコスト	記載する各数字に関し、付帯事業を理由として増加した分も含めて記載するのでしょうか（例：提案バイオマス処理事業による、バイオガスの増加など）。	IV-7-3の各項目において、付帯事業における影響がある場合には、内訳を追加し必ず事業ごとの影響額が把握できるように記載してください。
32	様式集	128	IV-7-3		市のライフサイクルコスト	（入力用）「⑦市の事業者への支払額（＝③－④－⑤－⑥）」について、記載された計算式がセル内の計算式と異なっているように見受けられます。その他数式含め、書式の今一度の確認をお願いいたします。また、修正を行った書式を提供願います。	修正します。
33	様式集	128	IV-7-3		市のライフサイクルコスト	汚泥処理料等の単位について、「年」は不要かと考えます。また、単価につきましても、同様に「年」は不要と考えます。修正お願いいたします。	修正します。

いわき市下水汚泥等利活用事業 様式集に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	様式	項目	項目名	質問および意見	回答
34	様式集	128	IV-7-3		市のライフサイクルコスト	脱水汚泥処理量の単位について「t-wet」という記載になっておりますが、単価等では「wet-t」となっております。統一した表記をお願いいたします。	修正します。
35	様式集	128	IV-7-3		市のライフサイクルコスト	「燃料化物有効利用量」には、計画で副生成物となる分は含まれない、という認識でよろしいでしょうか。すなわち、「固形燃料化物製造量」＝「燃料化物有効利用量」＋（副生成物製造量）との理解でよろしいでしょうか。「固形燃料化物製造量」と「燃料化物有効利用量」が同義か否かという質問となります。	「固形燃料化物製造量」と「燃料化物有効利用量」は同義です。様式を修正します。
36	様式集	130	V-1		基礎図	基礎図とは、主要な建物の基礎形状がわかる図面で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業 基本協定書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
1	基本協定書 （案）	1	2	2			当事者の義務	募集要項等及びこれらに対する質問への回答から逸脱する要望事項又は指摘事項は、ここで尊重されるべき「要望事項又は指摘事項」からは除かれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	基本協定書 （案）	1	3	2			各種契約	構成企業・協力企業が、他の企業について、独占禁止法違反・刑法違反の行為等を予見し、抑止する行動をとることは困難です。当該行為を行った企業にのみ違約金の支払義務を負わせることは理解できますが、他の企業が支払義務を連帯して負うことは、非常にリスクが大きいといえ、一般の企業が負担できるリスクを超えるものと認識しています。 このような過大なリスクは、事業者の本事業への参画を困難とするものですので（仮にこのようなリスクが一度でも顕在化すればなおさら困難になると思われます。）、支払義務を負うものを違反をした当該企業に限定する記載に修正いただけないでしょうか。	基本協定は優先交渉権者グループと締結するものであり、各企業と締結するものではありません。原文のままとします。
3	基本協定書 （案）	1	3	2			各種契約	基本協定に違約金が規定されており、また、建設工事請負契約や維持管理・運営業務委託契約にも違約金の規定がございます。それぞれの違約金は経済的効果として重なる部分がございますので、その範囲では、事業者として重複して請求されるものではないという取り扱いとしていただく必要があると考えております。かかる理解でよいことをご確認いただけますでしょうか。	第6条より基本協定の有効期間は、各種契約全部が締結された日となりますので、基本協定と各種契約で重複して請求されるものではありません。
4	基本協定書 （案）	2	3	2	(2)		各種契約	「独占禁止法第90条第2項若しくは第2項」と修正されましたが、同法第90条には第2項はありません。第90条第1号若しくは第2号の誤記と理解して宜しいでしょうか。	「第1項若しくは第2項」を削除します。
5	基本協定書 （案）		5				各種契約の不調	実施方針のリスク分担表No. 28において、「市の事由による契約の未締結」は貴市の負担と記載されています。貴市の事由による場合は、全額が貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、貴市のお考えと合理的な理由についてご教示お願いいたします。	リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としてしております。 そのため、原文のままとします。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
1	基本契約書 （案）	2	6				契約保証金	契約保証金は、バイオガス発電事業契約、未利用地利活用事業契約、提案バイオマス処理事業契約に基づき別途定めるとのことですが、現状貴市で想定される保証金の水準（地代の1年分の1/10等）はあるのでしょうか。	年間契約額の1/10の額とする予定です。
2	基本契約書 （案）	4	8				当事者が締結すべき契約	本基本契約及び各種契約における「募集要項等」には、募集要項等に関する質問回答書も含まれていると理解してよろしいでしょうか。	事業公告以降の質問回答書も含まれます。
3	基本契約書 （案）	4	9	1			建設対象施設の建設工事等	業務の概要は、「要求水準書および事業提案書」のみならず、募集要項等及び募集要項等に関する質問回答書にも準拠すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	基本契約書 （案）	6	16				事業の支援等	第1回目の基本契約書（案）のNo14にて「但し、三事業伴う土地賃貸契約について関しては、損害賠償義務等が発生する」とのご回答でしたが、これは三事業が期間途中で解約となった場合、設備を撤去するまでの賃料相当額を損害賠償としてお支払いするという理解でよろしいでしょうか。それとも契約保証金でそれに充当するというお考えでしょうか。	土地賃貸借契約により定めます。
5	基本契約書 （案）	6	16	1			事業の支援等	第1回質問回答No. 15において、「ご意見として伺います。」としか回答いただけていません。しかしながら、事業主体でない構成企業にとって、事業主体である他の企業が業務を履行するか否かをコントロールすることはできず、当該企業の損害賠償義務・違約金支払義務等を保証することは、一般の企業が負担できるリスクを超えるものと認識しています。このような不可能を強いる規定は、企業の構成企業への参画を困難とするものですので、当該事業主体となる者（一括再委託を受ける構成企業）のみが債務を負担する建付けとしていただきますよう再考をお願いいたします。	基本契約相手は、企業グループです。各企業が責任を負うのであれば、グループとの契約を行う必要はなく、本事業の一括発注を行う必要はありません。今回の事業の主旨をご理解の上、ご応募願います。
6	基本契約書 （案）	6	17	1			異常事態に関する責任	第1回質問回答No. 17により、「第10条に基づいて負担する改善義務」と修正されていますが、第10条は維持管理契約に関する一般的な損害賠償義務を定めた規定であり、「改善義務」を定めた規定ではありません（維持管理業務の一般的な損害賠償義務を連帯保証する趣旨だとすれば、建設・設計企業において極めて過大な負担となり、建設・設計企業の参加を困難なものとなります。）。維持管理・運営業務委託契約には、建設・設計企業が連帯して負担すべき改善義務を定めた条項は見受けられませんので、削除をお願いいたします。削除されない場合、「原文のまま」としてのみではなく、削除しない旨に対します貴市における合理的な理由をご教示をお願いいたします。	「第10条に基づいて負担する改善義務並びに」を削除します。
7	基本契約書 （案）	6	17	1			異常事態に関する責任	「維持管理・運営業務委託契約第10条に基づいて負担する改善義務」と「第17条」が「第10条」に修正されましたが、第10条は一般的損害に関する損害・費用の負担に関する規定であり、「改善義務」の定めはありません。改めて正しい参照条項（参照条項がないのであれば削除）をご教示願います。	No. 6をご参照下さい。
8	基本契約書 （案）	6	17	1			異常事態に関する責任	建設対象施設について異常事態が発生した場合とありますが、本契約により設計・建設された施設の瑕疵であり、既設施設の瑕疵に起因する債務についてはSPCと設計・建設企業が負担するものではないと理解して宜しいでしょうか。	維持管理運営責任は事業者にあることをふまえた上で、既存施設そもその瑕疵については、市が責任を負います。
9	基本契約書 （案）	6	17	3			異常事態に関する責任	「第1項の規定は適用しない」とございますが、異常事態が発生した原因が、本項記載の前提条件である場合は、貴市が負担と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、貴市のお考えと合理的な理由をご教示をお願いいたします。	ご理解のとおりです。
10	基本契約書 （案）	6	17	3			異常事態に関する責任	実施方針のリスク分担案No. 15において、自然災害により被災した場合は貴市の負担と記載されています。したがって、本条第3項の対応として、「事業者が明らかにした場合は、貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、リスク分担案No. 15との相違に関する貴市のお考えと合理的な理由をご教示をお願いいたします。	ご理解のとおりです。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としてあります。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
11	基本契約書 （案）	6	17	3			異常事態に関する責任	実施方針のリスク分担案No. 15において、自然災害により被災した場合は貴市の負担と記載されています。「第1項の規定は適用しない」とございますが、本項記載の前提条件である場合は、貴市が負担と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、貴市のお考えと合理的な理由をご教示お願いいたします。	No. 10をご参照下さい。
12	基本契約書	14	別紙4				出資者保証書式	第1回質問回答No. 14におきまして、以下2点の回答がございました。 (1) (三) 事業そのものに関しては、損害賠償等の発生はない (2) 但し、三事業に伴う土地賃貸借契約に関しては、損害賠償義務等が発生 同回答No. 29におきまして、（別紙4の出資者保証書式は）「原文のままとします」との回答でしたが、別紙4には回答No. 14で回答された2点については明記されておられません。三事業についての損害賠償は賃貸借契約に関するもののみである点を追記お願いいたします。「原文のまま」とされる場合は、「原文のままとします」とだけのご回答ではなく、追記されない旨に対する貴市のお考えとその合理的な理由をご教示お願いいたします。	バイオガス発電事業契約、未利用利活用事業契約及び提案バイオマス処理事業契約に関しては、別途締結される各土地賃貸借契約による損害賠償を指す旨を追記します。
13	建設工事請負契約書（案）中部 浄化センター編	-	-				-	本契約には、設計については、第3条において受注者が設計業務を実施することが明記されていますが、建設については、これを受注者が行うことを明記した条項がないように思われます。建設業務を受注者が実施する旨の基本的な条項を規定したほうがよいのではないのでしょうか。規定されないと判断された場合、その合理的な理由をご教示お願いいたします。	第1条第2項に記載しております。
14	建設工事請負契約書（案）中部 浄化センター編	1	1	1			総則	表現や解釈に矛盾又は齟齬がある場合に、建設工事請負契約より基本契約が優先するものとされていますが、本契約第60条・第61条と、基本契約第23条はいずれが優先されることとなりますでしょうか。	基本契約23条は紛争の場合、建設工事請負契約第60条・61条は協議が調わない場合なので、先に第60条・61条を適用します。
15	建設工事請負契約書（案）中部 浄化センター編	2	3	9			設計	本事業の実施にあたり、中部浄化センターに対して、貴市が独自に測量・調査を実施する項目について、具体的にご教示お願いいたします。	市が独自に測量・調査を実施する項目については現時点で未定です。 第3条第9項には、該当する記載がありません。
16	建設工事請負契約書（案）中部 浄化センター編	2	3	9			設計	実施方針のリスク分担案No. 31において「市が提示した与条件の不備」は貴市のリスクとされています。貴市が独自に測量・調査を実施し受注者に開示された情報は「市が提示した与条件」として、本条項にいう「募集要項等の明示的な記載」と理解してよろしいでしょうか。相違する場合は、貴市が独自に測量・調査を実施し受注者に開示された情報に従った場合、あるいは同情報の不備・誤りに起因した「当該是正を要する箇所」の考え方についてご教示お願いいたします。	市が開示している測量・調査等に係る情報については、当該事業に係る契約の締結以前に各提案事業者が建設対象施設の概略設計を行う場合の目安として頂くことを目的に開示したものです。契約締結後、設計に際して必要な調査等は事業者が実施してください。
17	建設工事請負契約書（案）中部 浄化センター編	2	3	9			設計	募集要項等の記載や発注者の指示の不備・誤りに起因して設計成果物の是正が必要になった場合において、受注者がそのことを知っていた場合のみならず、過失により看過した場合にまで、受注者が費用を負担することとなっています。発注者に責があることが前提とされるかかる場面において、民法636条の1に照らしても公平性を欠く過大なリスク負担となります。 第1回質問回答No. 40において原文のままとする旨のご回答を頂いておりますが、再考いただけますようお願いいたします。	「過失」については削除いたします。
18	建設工事請負契約書（案）中部 浄化センター編	3	5				権利義務の譲渡等	双務的な規定に修正いただけないでしょうか。 例：「発注者及び受注者は、～させてはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。」	修正します。
19	建設工事請負契約書（案）中部 浄化センター編	4	8				特許権等の使用	「発注者は、受注者がその使用に要した費用を負担しなければならない。」とありますが、損害を賠償する旨も追記願います。 例：「発注者は、～要した費用及び生じた損害を」	追記します。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
20	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	4	8条の2	4			設計成果物等の著作権	受注者の事由によらない場合は、除外いただきたく、以下明記願います。 例：「～受注者がその一切の賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。ただし、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。」	発注者の指示による場合はこの限りではない。と追記します。
21	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	4	8の2	3			設計成果物等の著作権	「必要な措置」とは具体的にはどのような措置を想定されているでしょうか。	著作権及び著作人格権の明示等を想定しています。
22	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	4	8の2	10			設計成果物等の著作権	第1項において、本契約に基づく成果物の無償かつ自由な使用が許諾されており貴市として必要な範囲での利用はすでに規定されていると思われ、他方、成果物ではないプログラムやデータベースを利用できるとすることは、事業者として過度な負担となる懸念がございます。本項は削除していただけますでしょうか。相違ある場合は、成果物でないプログラムやデータベースを利用することの貴市としての合理的な理由と、利用先として想定されている作業等を含めた具体的な利用方法をご教示お願いいたします。	「利用する必要がある場合」に限定します。
23	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	7	16				工事用地の確保等	本条項「工事用地等」には、建設に関する資材置き場は含まれると理解してよろしいでしょうか。含まれない場合は、当該資材置き場に関する取り決めについてご協議いただくと理解いたしますがよろしいでしょうか。ご協議もない場合、合理的な理由をご教示お願いいたします。なお、建設に関する資材置き場は場内と想定しております。	ご理解のとおりです。要求水準書における施工ヤードが該当します。
24	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	8	18	5			条件変更等	本項では発注者の責に帰すべきことが明らかでない限り、発注者は損害賠償や必要費用を負担しないと規定されていますが、実施方針のリスク分担案で示されているとおり、少なくとも土壌汚染、地下埋設物に関するリスク（No.35）や、一定の不可抗力リスク（No.15&26）については貴市にご負担いただく必要がございます。第1回質問回答No.52において原文のままとする旨のご回答を頂いておりますが、少なくとも上記のリスクについては貴市においてご負担いただく形に修正いただけますようお願いいたします。相違ある場合は、リスク分担案との差異について、合理的な理由をご教示お願いいたします。	第1項第5号については、不可抗力と言えますので、第5項の中で第1項第5号は削除します。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としてしております。
25	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	8	19				設計図書の変更	実施方針のリスク分担案No.31において、設計リスクとして「市が提示した与条件の不備」のリスクは貴市となっております。貴市が提示した与条件の変更も、与条件の不備として貴市にご負担いただくと理解しておりますが、よろしいでしょうか。相違ある場合は、合理的な理由についてご教示お願いいたします。	ご理解のとおりです。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としてしております。 なお、現在事前公表している資料については、No.16回答のとおりです。
26	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	8	20				工事の中止	本条項「工事用地等」には、建設に関する資材置き場は含まれると理解してよろしいでしょうか。含まれない場合は、当該資材置き場に関する取り決めについてご協議いただくと理解いたしますがよろしいでしょうか。ご協議もない場合、合理的な理由をご教示お願いいたします。なお、建設に関する資材置き場は場内と想定しております。	No.23をご参照下さい。
27	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	10	31				不可抗力による損害	実施方針のリスク分担案No.26で示されているとおり、不可抗力によるリスクは貴市にご負担いただく必要がございますので、損害のみではなく、本契約に基づく業務遂行に起因して受注者が負担した増加費用も第63条第1項に従って、貴市にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本工事に直接関係のある損害（増加費用）については市が負担することとなります。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としてしております。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
28	建設工事請負契約書 中部浄化センター編 (案)	11	32				請負代金額の変更方法等	バイオガス発電の外部売電をする際の東北電力へ接続する際の系統の逆潮流に対する工事費が事業者の想定より高額だった場合もこれに適用されるでしょうか。	発電事業は付帯事業であることから、当該条項の適用はありません。
29	建設工事請負契約書 (案) 中部浄化センター編	11	32				請負代金額の変更に関する募集要項等の変更	南部の契約書で「請負代金額の変更に関する募集要項等の変更」とありますが、中部では「代える」となっております。ご確認ください。	「代える」が正です。修正します。
30	建設工事請負契約書 (案) 中部浄化センター編	12	33の2	2			維持管理・運営の準備と性能保証	維持管理・運営業務及び固定燃料化物の売買並びに付帯事業の履行主体たるSPCと設計・建設事業の受注者である建設JVとは別の主体であり、受注者（建設JV）の契約責任としての性能保証責任は、設計・施工に起因する性能未達に限定されるべきものですので、性能保証責任の内容は、第46条に基づく工事目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合することへの責任に限定し、その責任期間は、第57条記載通りとするべく、本項は「受注者は、第46条に基づく工事目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合することへの責任を果たす。」とし、それ以降の文言は削除していただきますよう、改めてご再考をお願いいたします。	No. 32をご参照下さい。
31	建設工事請負契約書 (案) 中部浄化センター編	12	33の2	2			維持管理・運営の準備と性能保証	同条項は、基本契約書第16条と同様に保証連帯と同じ意味するものでしょうか。また、主たる債務は「損害、損失、費用等」の金銭債務であるとの理解で相違ないでしょうか	ご理解のとおりです。
32	建設工事請負契約書 (案) 中部浄化センター編	12	33の2	2			維持管理・運営の準備と性能保証	共同事業者としての事業者による履行を保証し、その債務不履行の起因して発注者の被ったすべての損害、損失、費用等を賠償しなければならない期間は、第57条契約不適合責任期間の通りとしていただくようお願いいたします。	ご意見のとおり、賠償期間を規定します。
33	建設工事請負契約書 (案) 中部浄化センター編	12	33の2	2			維持管理・運営の準備と性能保証	維持管理・運営業務委託契約、固形燃料化物売買契約、バイオガス発電事業契約及びバイオガス売買契約に関し、各履行期間の満了まで、いずれの契約当事者でも事業主体でもない建設JVが、SPCの履行を保証し、発注者の被った全ての損害等を賠償するものとされています。しかしながら、仮に事業者において上記契約に基づく業務の履行が困難となった場合に、事業主体ではない建設JVが、当該業務を履行することは極めて困難であり、建設JVとして参画する企業に過大なリスクを負わせるものです。また、事業者が業務を履行するか否かは建設JVにとってコントロールできない事象であり、当該企業の損害賠償義務等を保証することは、一般の企業が負担できるリスクを超えるものと認識しています。第1回質問回答No. 61において、「ご意見として伺います。」としかご回答いただいておりますが、このような不可能を強いる規定は企業の建設JVへの参画を困難とするものですので、この規定を削除していただきますようお願いいたします。	No. 32をご参照下さい。
34	建設工事請負契約書 (案) 中部浄化センター編	14	40	3			部分引き渡し	部分使用と異なり部分引渡しにおいて引渡しを受けた部分は発注者にその所有権が帰属し、管理責任も移転することは当然の帰結であり国交省中央建設業審議会公共工事標準約款もその前提となっております。「第1項の規定により事業者の維持管理・運営事業範囲内における引渡しをした部分に対する維持管理」について「受注者の負担」と修正されていますが、受注者は維持管理・運営事業の「事業者」ではなく、また、受注者が第1項に規定によって部分引渡しをする相手は本契約の当事者である貴市です。維持管理・運営事業範囲内における引渡しであっても、その維持管理について受注者が責任を負うものではありませんので、本項については「建設工事請負契約書 (案) 中部浄化センター編」と同様に削除いただきたく、改めてご再考をお願いいたします。	削除します。
35	建設工事請負契約書 (案) 中部浄化センター編	16	46		(3)		契約不適合責任	「特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において～」とありますが、「一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない」との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	建設工事請負契約書 (案) 中部浄化センター編	16	46		(2) (3)		契約不適合責任	履行できない正当な理由がある場合を除外願います。以下明記いただけないでしょうか。 「受注者が正当な理由なく～」	追記します。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
37	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	16	47	3			発注者の任意解除権	同項における「遅延日数」とは、「請負代金額から部分引き渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額」を元本とし、解除日から当該元本の支払日までの経過日数のことを意味するもの（すなわち、本項は元本及びこれについての遅延利息との合計額を損害金として定めているもの）と理解して相違ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	17	49		(7) (8)		発注者の催告によらない解除権	履行できない正当な理由がある場合を除外願います。以下明記いただけないでしょうか。 「受注者が <u>正当な理由なく</u> 」	追記します。
39	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	17	49	1	(10) (11)		発注者の催告によらない解除権	第1回の質問回答No67にてご回答をいただきましたが、(10)(11)に関しては維持管理・運営業務委託契約書(案)第37条と同じく受注者がこの契約に関して該当した時と理解して宜しいでしょうか。	(10), (11)は削除します。
40	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	17	49				発注者の催告によらない解除権	第1回質問回答No. 67において、第49条第10号及び第11号における「違反行為」は、本事業に関する違反行為以外も含む旨ご回答されております。しかしながら、維持管理・運営業務委託契約第37条でも「この契約に関して」と限定されているように、当該事業に係る違反行為に限り責任を負うのが通常であり、かつ、適正なリスク負担であると考えます（建設工事請負契約は本事業に係る特定事業契約の一部であり、建設工事請負契約の解除は本事業の全体の解除事由となりますが、本事業に関わらない違反行為が事業全体の解除事由となるとすれば、特に他の事業者にとって過大なリスクとなります。）。第49条10号ないし12号の冒頭に「本契約に関して」と追記いただきますよう再考をお願いいたします。再考におきましても原文のままと判断される場合は、その根拠となる合理的な理由をご教示お願いいたします。	No. 39をご参照下さい。
41	建設工事請負契約書 中部浄化センター編（案）	19	55	5			支払防止法の遅延利息の率	第1回の質問回答No68にて「賠償請求時の率」とのご回答がありましたが、損害賠償する時点での財務省告示第53号の利率（現状だと2.6%）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	19	55	5			発注者の損害賠償請求等	支払遅延防止法の遅延利息の率とは賠償請求時における「支払遅延防止等に関する法律第8条1項に規定する財務大臣が決定する率」（R2年3月10日財務省告知では年2.6%）と理解して宜しいでしょうか。	No. 41をご参照下さい。
43	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	20	56	1			受注者の損害賠償請求等	受注者が損害賠償できる場合として、第53条の2に基づき本契約が終了した場合であって、第53条の2各号の事由が貴市の責に起因して発生した場合も含まれるべきといえます。かかる項目も追加いただくか、また、かかる場合は貴市に損害賠償を請求できることをご確認いただければと存じます。原文のままと判断される場合は、その根拠となる合理的な理由をご教示お願いいたします。	第53条の2が発注者の帰責事由により生じた場合も追記します。
44	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	20	57				契約不適合責任期間	本事業にて使用する既存設備に不適合が発生した場合の処置は、市のご負担で処置するという理解でよろしいでしょうか。	維持管理運営責任は事業者にあることをふまえた上で、既存施設そもその瑕疵については、市が責任を負います。
45	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	14	63				補則	維持管理運営に関しての住民対策は、同契約書第48条で規定されていますが、建設工事請負契約には当該条項に類似する条項がありません。実施方針のリスク分担案No. 8において「施設設置そのものに関する住民対策」は貴市のリスクと謳われておりますとおり、建設工事請負契約においても、（地元関係者との調整等）は貴市のリスクである点を建設工事請負契約の条項として追加をお願いいたします。相違ある場合は、リスク分担案No. 8との相違に関する貴市のお考えと合理的な理由をご教示お願いいたします。	「施設設置そのもの」というのは、施設を設置するという決定事項を示しておりますので、施設を設置することに対する地元関係者との調整は市が行います。なお、施設設置に伴う騒音・振動・その他の事象に関する住民対策の意ではありません。なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としてあります。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
46	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	21	63	1			補則	「本事業に係る募集要項等において予定されたリスクについては、その分担に係る基本的な方針を原則とする」と記載されておりますが、「その分担に係る基本的な方針」とは、本事業に係る実施方針別紙1のリスク分担案に記載されている方針を意味するものと理解して宜しいでしょうか。	リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としております。
47	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	-	-				-	本契約には、設計については、第3条において受注者が設計業務を実施することが明記されていますが、建設については、これを受注者が行うことを明記した条項がないように思われます。建設業務を受注者が実施する旨の基本的な条項を規定したほうがよいのではないのでしょうか。規定されないと判断された場合、その合理的な理由をご教示お願いいたします。	第1条第2項に記載しております。
48	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	1	1	1			総則	表現や解釈に矛盾又は齟齬がある場合に、建設工事請負契約より基本契約が優先するものとされていますが、本契約第60条・第61条と、基本契約第23条はいずれが優先されることとなりますでしょうか。	基本契約23条は紛争の場合、建設工事請負契約第60条・61条は協議が調わない場合なので、先に第60条・61条を適用します。
49	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	2	3	9			設計	本事業の実施にあたり、南部浄化センターに対して、貴市が独自に測量・調査を実施する項目について、具体的にご教示お願いいたします。	市が独自に測量・調査を実施する項目については現時点で未定です。 第3条第9項には、該当する記載がありません。
50	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	2	3	9			設計	実施方針のリスク分担案No. 31において「市が提示した与条件の不備」は貴市のリスクとされています。貴市が独自に測量・調査を実施し受注者に開示された情報は「市が提示した与条件」として、本条項にいう「募集要項等の明示的な記載」と理解してよろしいでしょうか。相違する場合は、貴市が独自に測量・調査を実施し受注者に開示された情報に従った場合、あるいは同情報の不備・誤りに起因した「当該是正を要する箇所」の取り扱いについてご教示お願いいたします。	市が開示している測量・調査等に係る情報については、当該事業に係る契約の締結以前に各提案事業者が建設対象施設の概略設計を行う場合の目安として頂くことを目的に開示したものです。契約締結後、設計に際して必要な調査等は事業者が実施してください。
51	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	2	3	9			設計	募集要項等の記載や発注者の指示の不備・誤りに起因して設計成果物の是正が必要になった場合において、受注者がそのことを知っていた場合のみならず、過失により看過した場合にまで、受注者が費用を負担することとなっています。発注者に責があることが前提とされるかかる場面において、民法636条のに照らしても公平性を欠く過大なリスク負担となります。 第1回質問回答No. 82において原文のままとする旨のご回答を頂いておりますが、再考いただきますようお願いいたします。再考におきましても原文のままと判断される場合は、その根拠となる合理的な理由をご教示お願いいたします。	「過失」については削除いたします。
52	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	4	8の2	3			設計成果物等の著作権	「必要な措置」とは具体的にはどのような措置を想定されているのでしょうか。	著作権及び著作人格権の明示等を想定しています。
53	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	4	8の2	10			設計成果物等の著作権	第1項において、本契約に基づく成果物の無償かつ自由な使用が許諾されており貴市として必要な範囲での利用はすでに規定されていると思われ、他方、成果物ではないプログラムやデータベースを利用できるとすることは、事業者として過度な負担となる懸念がございます。本項は削除していただけますでしょうか。相違ある場合は、成果物でないプログラムやデータベースを利用することの貴市としての合理的な理由と、利用先として想定されている作業等を含めた具体的な利用方法をご教示お願いいたします。	「利用する必要がある場合」に限定します。
54	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	7	16				工事用地の確保等	本条項「工事用地等」には、建設に関する資材置き場は含まれると理解してよろしいでしょうか。含まれない場合は、当該資材置き場に関する取り決めについてご協議いただければと理解いたしますがよろしいでしょうか。ご協議もない場合、合理的な理由をご教示お願いいたします。なお、建設に関する資材置き場は場内と想定しております。	ご理解のとおりです。要求水準書における施工ヤードが該当します。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
55	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	8	18	5			条件変更等	本項では発注者の責に帰すべきことが明らかでない限り、発注者は損害賠償や必要費用を負担しないと規定されていますが、実施方針のリスク分担案で示されているとおり、少なくとも土壌汚染、地下埋設物に関するリスク(No.35)や、一定の不可抗力リスク(No.15&26)については貴市にご負担いただく必要がございます。第1回質問回答No.90において原文のままとする旨のご回答を頂いておりますが、少なくとも上記のリスクについては貴市においてご負担いただく形に修正いただきますようお願いいたします。相違ある場合は、リスク分担案との差異について、合理的な理由をご教示お願いいたします。	第1項第5号については、不可抗力と言えますので、第5項の中で第1項第5号は削除します。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としております。
56	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	8	19				設計図書の変更	実施方針のリスク分担案No.31において、設計リスクとして「市が提示した与条件の不備」のリスクは貴市となっております。貴市が提示した与条件の変更も、与条件の不備として貴市にご負担いただけるかと理解しておりますが、よろしいでしょうか。相違ある場合は、合理的な理由についてご教示お願いいたします。	ご理解のとおりです。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としております。 なお、現在事前公表している資料については、No.16回答のとおりです。
57	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	8	20				工事の中止	本条項「工事用地等」には、建設に関する資材置き場は含まれると理解してよろしいでしょうか。含まれない場合は、当該資材置き場に関する取り決めについてご協議いただけると理解いたしますがよろしいでしょうか。ご協議もない場合、合理的な理由をご教示お願いいたします。なお、建設に関する資材置き場は場内と想定しております。	No.23をご参照下さい。
58	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	10	31				不可抗力による損害	実施方針のリスク分担案No.26で示されているとおり、不可抗力によるリスクは貴市にご負担いただく必要がございますので、損害のみではなく、本契約に基づく業務遂行に起因して受注者が負担した増加費用も第63条第1項に従って、貴市にご負担いただくという理解でよろしいでしょうか。	本工事に直接関係のある損害（増加費用）については市が負担することとなります。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としております。
59	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	14	40	2			部分引き渡し	南部の契約書で「ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条 第1項の～」とありますが、中部では「第34条 第1項の」となっております。ご確認ください。	第34条です。修正します。
60	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	15	44	2			第三者による代理受領	南部の契約書で「～又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。」とありますが、中部では「第39条」となっております。ご確認ください。	第39条です。修正します。
61	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	16	47	3			発注者の任意解除権	同項における「遅延日数」とは、「請負代金額から部分引き渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額」を元本とし、解除日から当該元本の支払日までの経過日数を意味するもの（すなわち、本項は元本及びこれについての遅延利息との合計額を損害金として定めているもの）と理解して相違ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	17	49	1	(10) (11)		発注者の催告によらない解除権	第1回の質問回答No99にてご回答をいただきましたが、(10)(11)に関しては維持管理・運営業務委託契約書(案)第37条と同じく受注者がこの契約に関して該当した時と理解して宜しいでしょうか。	(10),(11)は削除します。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
63	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	17	49				発注者の催告によらない解除権	第1回質問回答No. 99において、第49条第10号及び第11号における「違反行為」は、本事業に関する違反行為以外も含む旨ご回答されております。しかしながら、維持管理・運営業務委託契約第37条でも「この契約に関して」と限定されているように、当該事業に係る違反行為に限り責任を負うのが通常であり、かつ、適正なリスク負担であると考えます（建設工事請負契約は本事業に係る特定事業契約の一部であり、建設工事請負契約の解除は本事業の全体の解除事由となりますが、本事業に関わらない違反行為が事業全体の解除事由となるとすれば、特に他の事業者にとって過大なリスクとなります。）。第49条10号ないし12号の冒頭に「本契約に関して」と追記いただきますよう再考をお願いいたします。再考におきましても原文のまま判断される場合は、その根拠となる合理的な理由をご教示お願いいたします。	No. 62をご参照下さい。
64	建設工事請負契約書 南部浄化センター編（案）	19	55	5			発注者の損害賠償請求等	第1回の質問回答No100にて「賠償請求時の率」とのご回答がありました。賠償請求時における「支払遅延防止等に関する法律第8条1項に規定する財務大臣が決定する率」（R2年3月10日財務省告知では年2.6%）と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	20	56	1			受注者の損害賠償請求等	受注者が損害賠償できる場合として、第53条の2に基づき本契約が終了した場合であって、第53条の2各号の事由が貴市の責に起因して発生した場合も含まれるべきといえます。かかる項目も追加いただくか、また、かかる場合は貴市に損害賠償を請求できることをご確認いただければと存じます。	第53条の2が発注者の帰責事由により生じた場合 も追記します。
66	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	21	63	1			補則	「本事業に係る募集要項等において予定されたリスクについては、その分担に係る基本的な方針を原則とする」と記載されておりますが、「その分担に係る基本的な方針」とは、本事業に係る実施方針別紙1のリスク分担案に記載されている方針を意味するものと理解して宜しいでしょうか。	リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としております。
67	建設工事請負契約書（南部浄化センター）	22	63	2			補則	実施方針のリスク分担案No. 2において、「本事業にかかる根拠法令の変更」は貴市のリスクとなっております。したがって、費用負担は貴市の方針が示されていたと理解しております。契約の変更はご協議いただけるものとして、費用負担は貴市と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、リスク分担案No. 2との相違に関する貴市のお考えと合理的な理由をご教示お願いいたします。	本事業にかかる根拠法令の変更に伴うリスク負担については第63条4項のとおりです。なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としております。
68	維持管理・運営業務委託契約書（案）	-	-				-	実施方針のリスク分担案で示されているリスク負担により、本契約が取り扱われることを明確にするため、建設工事請負契約第63条と同趣旨の規定（建設工事請負契約のみにかかわる部分を除きます）の追加をお願いいたします（なお、ここでの「その分担に係る基本的な方針」とは、本事業に係る実施方針別紙1のリスク分担案に記載されている方針を意味するものと理解しております。）。原文のままとされる場合は、規定の追加をされない合理的な理由をご教示お願いいたします。	補則を加えます。なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としてしております。
69	維持管理・運営業務委託契約書（案）	1	1	2			総則	「本業務」の定義が、「募集要項等により日々履行することとされている業務・・・」とされていますが、募集要項等に記載された業務が全て対象となるようにも解釈できるため、「募集要項等により維持管理運営に関して日々履行することとされている業務・・・」としていただけますでしょうか。相違ある場合は、貴市のお考えと合理的な理由をご教示お願いいたします。	冒頭に記載の「維持管理・運営業務」については、募集要項に用語の定義がなされております。
70	維持管理・運転業務委託契約書（案）	1	1	12			総則	期限までに支払えない正当な理由がある場合を除いていただけますようお願い致します。以下明記いただけないでしょうか。「受注者が正当な理由なく～」	追記します。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
71	維持管理・運転業務委託契約書（案）	1	2	1	(3)		契約の保証	第2条第5項の規定について、同条第1項第3号における金融機関等の保証を付する場合にも同様の措置を適用いただけないでしょうか。	第1項第3号の場合についても、期間満了前に更新することで事業期間内の保証を付与することも認めます。修正します。
72	維持管理・運転業務委託契約書（案）	3	6				権利義務の譲渡等	双務的な規定に修正いただけないでしょうか。 例：「発注者及び受注者は、～することができない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得たときは、この限りでない。」	修正します。
73	維持管理・運転業務委託契約書（案）	3	7	4			著作権の譲渡等	第1条3項の秘密保持の例外である旨、以下追記いただけないでしょうか。「また、第1条第3項および第45条の規定にかかわらず」	追記します。
74	維持管理・運転業務委託契約書（案）	3	7	5			著作権の譲渡等	「受注者が承諾した場合には～無償で利用することができる。」とありますが、無償の利用許諾を前提ではなく、利用条件は協議して定めるものとしていただきたく、無償の文言を削除願います。	協議して定めるものと修正します。
75	維持管理・運転業務委託契約書（案）	3	7	7			著作権の譲渡等	受注者の事由によらない場合は、除外いただきたく、以下明記願います。 例：「～または必要な措置を講ずる。ただし、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りでない。」	発注者の指示による場合はこの限りではない。と追記します。
76	維持管理・運営業務委託契約書（案）	3	8				特許権等の使用	建設工事請負契約書第8条の2第1項において、発注者は、建設工事請負契約の履行に関して作成された一切の書類並びにプログラム及びデータベースの第三者への実施許諾権を有していますが、本契約の受注者及び再委託先も、発注者より、維持管理・運営業務を行うために必要な範囲で、無償で実施許諾を受けることができるものと理解してよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務を行うために必要な範囲と限定し、利用条件は協議して定めます。
77	維持管理・運転業務委託契約書（案）	4	9	2			一括再委託の禁止	一括再委託が不可に修正されましたが、要求されている人員のSPC内での役職に特段制限は無いとの理解でよろしいでしょうか。	第1回質問回答「特定事業契約書（案）」No.118、119の回答を訂正します。 第9条 一括再委託の禁止について、受託者が構成企業または協力企業である場合は、発注者に対する事前の通知により可能である旨再修正します。
78	維持管理・運転業務委託契約書（案）	4	9	2			一括再委託の禁止	第1回質問回答No.118において、一括再委託は不可とする旨回答されていますが、SPCが事業の実施主体となり貴市との契約の締結主体となることを当然の前提としつつ、実際の業務は一括再委託が可能な建付けとされることで初めてSPCはSPCとしての意味を持ちます。SPCが一括再委託することができず、総括責任者・副総括責任者、廃掃法上の資格者を設置させ（従業員を雇用させ）、それ自体が事業を行うとすれば、それはもはやSPCではなく「子会社」です。子会社を設立させて事業を行わせるということであれば、本来のPFI事業からは大きく乖離することになり、労務、税務、法務、会計面からの再検討が必要となり、事業者における工数や費用負担も大きく変わって参ります。まずは一括再委託をすることが禁止とされた御趣旨をご説明頂くとともに、募集要項等で事業者に求められる総括責任者・副総括責任者及び廃掃法上の資格者のSPCにおける配置義務を、本事業の適切な事業実施体制をSPCにおいて確保し得る限りにおいて、SPCからの再委託により履行する（配置し在籍させる）ことは妨げられるものではないことをご確認ください。	第1回質問回答「特定事業契約書（案）」No.118、137の回答を訂正します。総括責任者、副総括責任者および廃掃法上の資格者は、維持管理・運営業務を行う構成企業または協力企業からの選任も可能とします。
79	維持管理・運転業務委託契約書（案）	4	9	2			一括再委託の禁止	維持管理・運営業務に含まれる修繕工事の扱いに関しては、SPCは建設業許可を取得せず、建設業許可を持った建設会社（協力会社）への再委託にてパススルーする業務形態を考えております。特定事業契約書（案）に関する質問回答No.112において、SPCが必要な許認可を取る旨のご回答がございましたが、修繕工事を請け負い実施するための建設業の許認可をSPCが取得することまでは想定されていないという理解でよろしいでしょうか。結果として、修繕工事は一部再委託が可能であり、建設業法の有資格者をSPCに配置させることは不要と理解してよろしいでしょうか。	事業者の修繕等業務については、『施設機能を安定的に維持させるために必要な範囲で修繕・更新の発注をする業務』を意図しており、ご質問の業務形態ではSPCから建設業許可を持った者への「再委託」ではなく、「発注」になりますので、建設業法の有資格者をSPCに配置させる必要はありません。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
80	維持管理・運営業務委託契約書（案）	4	10				一般的損害等	実施方針のリスク分担案No.13において、「市の帰責事由により第三者から与えられた損害」は貴市の負担と記されています。「第三者から与えられた損害」は、本案における「この契約に関して発生した損害」に含まれると理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、リスク分担案No.13との相違に対する貴市のお考えと合理的な理由をご教示お願いいたします。	本契約の履行に関して発生した損害については、第10条および第10条の2のとおりです。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としております。
81	維持管理運営業務委託契約書（案）	4	10				一般的損害等	実施方針のリスク分担案No.13において、「市の帰責事由により第三者から与えられた損害」は市の負担と記されています。付帯事業についても、事業者の責めに帰すべき理由以外の事由により第三者から与えられた損害は、貴市が負担と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、合理的な理由をご教示お願いいたします。	付帯事業については、各事業の契約書をご確認ください。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としております。
82	維持管理運営業務委託契約書（案）	4	11	1			臨機の措置	「緊急時」と第3項の「緊急異常時」は同じ意味と理解してよろしいでしょうか。	「緊急時」の定義を追記します。
83	維持管理運営業務委託契約書（案）	4	11	4			臨機の措置	「第1項または第2項の定めるところに従い」とありますが、第1項では「緊急時」、第2項では「災害」との記載がございます。実施方針のリスク分担案No.15において、自然災害により被災した場合は貴市の負担と記載されていることから、自然災害に起因する場合は、「受注者が契約代金の範囲において負担することが適当でない」と発注者が認める部分」との理解でよろしいでしょうか。相違ある場合は、貴市のお考えと合理的な理由をご教示お願いいたします。	第4項のとおりです。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としております。 なお、不可抗力による損害について条項追記しました。
84	維持管理・運転業務委託契約書（案）	6	16	1			業務総括責任者および副総括責任者	第1回質問No.137回答で、要求水準書（中部編）に追記しますとありますが、その追記箇所をご教示願います。	第1回質問回答「特定事業契約書（案）」No.118、137の回答を訂正します。総括責任者、副総括責任者および廃掃法上の資格者は、維持管理・運営業務を行う構成企業または協力企業からの選任も可能とします。
85	維持管理・運転業務委託契約書（案）	7	18				措置要求に対する報告等	「前条の定める場合において～」とありますが、前条は業務総括責任者の業務執行に対する改善要求についての規定であり、本条の趣旨とは異なるものと存じます。	前条（17条）の「措置要求」には、「要求水準等未達のは正勧告等」が含まれますので、原文のままとします。 また、意図を明確にするため、17条に追記します。
86	維持管理運営業務委託契約書（案）	8	21	1			指定期日の延期等	実施方針のリスク分担案No.6において、「市の事由による許認可取得遅延」は貴市のリスクとなっております。したがって、貴市の事由によって許認可取得が遅延した場合、遅延に伴い受注者側に発生した費用の負担は貴市と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、リスク分担案No.6との相違に関する貴市のお考えと合理的な理由をご教示お願いいたします。	本条は指定期日の延期の内容です。 許認可取得遅延により事業者に損害が生じた場合は第10条および第10条の2のとおりです。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としております。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
87	維持管理運営業務委託契約書（案）	8	21	1			指定期日の延期等	市議会や住民運動など、貴市と受注者のいずれにも帰責しない許認可遅延は、貴市のリスク、少なくとも受注者に負担を強いるものではないと理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、いずれにも帰責しない許認可遅延の取り扱いに関する貴市のお考えと合理的な理由をご教示お願いいたします。	追加する補則により、いずれにも帰責しない許認可遅延についての費用負担は、協議の上定めることとします。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としております。
88	維持管理・運営業務委託契約書（案）	8	21	2			指定期日の延期等	「指定期日の延期を認めることができる」と発注者の権利のような書きぶりとなっておりますが、「受注者の責めに帰することができない」ときは、原則として指定期日は延期されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	維持管理・運転業務委託契約書（案）	8	22	2			遅延損害金	契約金額を基準にすると、経過年数に関わらず、20年分の金額が基準になってしまうことになり、第26条3項の代金支払遅延の場合と比べて過大な責任であるものと思われれます。 第36条の2の4項と同様の考え方により、既に経過した年数（履行済みの部分）にかかる金額は、遅延損害の対象から控除する趣旨に修正願います。 例：「契約金額（ただし、検査に合格した履行部分があるときは、契約金額から当該履行完了部分に対する契約金額相当額を控除した額）に契約締結の日における～」	既履行部分については当該金額から控除するよう修正します。
90	維持管理運営業務委託契約書（案）	8	22				遅延損害金	実施方針のリスク分担案No.44において「市の事由による事業開始の遅延」は貴市のリスクとなっております。受注者の責めに帰することができない事由により事業開始が遅延した場合、その損害は貴市の負担を理解してよろしいでしょうか。相違ある場合、本条項において受注者の責めに帰することができない事由によって事業開始が遅延した場合に、受注者が被った損害の取り扱いについてご教示お願いいたします。	本契約の履行に関して発生した損害については、第10条および第10条の2のとおりです。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としております。
91	維持管理運営業務委託契約書（案）	8	23				契約内容の変更	実施方針のリスク分担案No.51において「市の事由による事業内容の変更」は貴市のリスクとなっております。本条項において、貴市の事由により契約内容が変更された場合、それに伴う損害は貴市に負担いただけると理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、リスク分担案No.51で謳う貴市のリスク分担が明記された契約と条項をご教示お願いいたします。記載されていない場合は、その合理的な理由をご教示お願いいたします。	ご理解のとおりです。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としております。
92	維持管理運営業務委託契約書（案）	8	24				天災その他不可抗力による契約内容の変更	貴市が所有する施設が、事業者の責めに帰すべき理由以外の事由により、第三者により損傷を受けた場合は、施設所有者である貴市が負担すると理解してよろしいでしょうか。相違ある場合、貴市のお考えをご教示お願いいたします。受注者が負担のお考えがある場合、その合理的な理由をご教示お願いいたします。	本契約の履行に関して発生した損害については、第10条および第10条の2のとおりです。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としております。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
93	維持管理運営業務委託契約書（案）	8	24	1			天災その他不可抗力による契約内容の変更	「契約金額その他の契約内容を変更」できるとございます。実施方針のリスク分担案No. 15において、自然災害により被災した場合は貴市の負担と記載されていることから、自然災害に起因する場合は、貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、リスク分担案No. 15との相違に関する貴市のお考えと合理的な理由をご教示お願いいたします。	本契約の履行に関して発生した損害については、第10条および第10条の2のとおりです。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）」において示す」としております。 なお、不可抗力による損害について条項追記しました。
94	維持管理・運転業務委託契約書（案）	8	24	5			天災その他不可抗力による契約内容の変更	「受注者の履行期日における事業この契約に基づく」とありますが、「事業」は不要かと存じますので削除願います。	「事業」は削除します。
95	維持管理・運転業務委託契約書（案）	9	26	4			契約代金の支払い	「業務委託費」は契約代金と同義との理解でよろしいでしょうか。	「契約代金」に統一します。
96	維持管理運営業務委託契約書（案）	9	26	4			契約代金の支払い	実施方針のリスク分担案No. 4において「本事業に関する新税の成立、税制変更」のリスクは貴市とされています。炭素税などの新税が導入された場合、貴市が事業者への支払いに係る新税については、導入内容に合わせて貴市が負担すると理解してよろしいでしょうか。	補則を加えます。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）」において示す」としております。
97	維持管理・運営業務委託契約書（案）	9	28	1			固形燃料化物の製造	「受入れた汚泥のみに直接的に起因することを受注者が明らかにしたときでない限り」との記載について、汚泥に直接的に起因することを立証することはできても、それ以外の事由が影響していないことを立証することは事実上不可能であり、不適格品が常に債務不履行を構成することになりかねませんので、「のみ」との記載を削除していただけないでしょうか。	原文のままとします。 複合的な理由の場合は協議とします。
98	維持管理運営業務委託契約書（案）	9	28	1			固形燃料化物の製造	実施方針のリスク分担案No. 26において、不可抗力リスクは貴市のリスクとなっております。「受け入れた汚泥のみに起因することを受注者が明らかにした時でない限り」とありますが、不可抗力による損害等は貴市と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、リスク分担案No. 26と相違する合理的な理由と不可抗力における取り扱いについての貴市のお考えをご教示お願いいたします。	本契約の履行に関して発生した損害については、第10条および第10条の2のとおりです。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）」において示す」としております。 なお、不可抗力による損害について条項追記しました。
99	維持管理・運営業務委託契約書（案）	9	28	1			固形燃料化物の製造	「受入れた汚泥を嫌気性消化施設においてメタン発酵させたものをもとに、固形燃料化施設・・・」と固形燃料化物の製造に関して記述されておりますが、嫌気性消化施設においてバイオガスが製造されます。バイオガスはバイオガス売買契約に基づき売買されるものでありますが、本契約書にはバイオガスに係る記述が全くありません。発酵残渣とバイオガスは同一反応からの生成物であり、事業契約面においても同様に記述されるべきかと思えます。「バイオガスの製造」の条項の追加お願い致します。	バイオガスの製造の条項を追加します。
100	維持管理運営業務委託契約書（案）	9	28	1			固形燃料化物の製造	実施方針のリスク分担案No. 56において、「市からの供給汚泥の質及び量に関する損害リスク」は貴市のリスクとなっております。受け入れた汚泥を含めた複合的な事象に起因する場合、貴市からの供給汚泥の質及び量に関する損害に対する貴市の考えをご教示お願いいたします。複合的な場合では、事業者の責任という場合、合理的な理由をご教示おねがいいたします。	No. 97をご参照下さい。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）」において示す」としております。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
101	維持管理・運 業務委託契約書 （案）	10	31	1			既存施設の更新・修繕	1回目質問回答No. 150におきまして、本項における範囲の確認をさせて頂きました「図3に示す範囲のとおり」との回答を頂いていますが、回答の意味が理解できませんでしたので再度、質問致します。募集要項等で定める範囲の既存施設とは募集要項別紙1P83, 84に示された施設ことであり、事業者はリストの中から利用する設備を選択可能であり、利用する場合には800万円/年以下の修繕・更新及び原状回復を行わなければならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、リスト記載の設備を利用するための補機類、接続配管類も含まれます。また、サイロ系設備を利用する場合の修繕・更新は、事業者の負担となり、800万円/年以下の修繕・更新の算定対象外です。
102	維持管理・運 業務委託契約書 （案）	10	31	1			既存施設の更新・修繕	1回目質問回答No. 150におきまして、本項における範囲の確認をさせて頂きました「図3に示す範囲のとおり」との回答を頂いていますが、回答の意味が理解できませんでしたので再度、質問致します。その範囲を超えた場合は、発注者の修繕・更新範囲とするとは、800万円/年以上の金額の範囲という理解でよろしいでしょうか。その場合、記述の修正をされた方がよろしいかと思います。	No. 101をご参照下さい。 金額の範囲についてはここでは決めておりません。
103	維持管理・運 業務委託契約書 （案）	10	31	1			既存施設の更新・修繕	受注者は、・・・既存施設（・・・）の修繕・更新及び原状回復を行わなければならないとありますが、既存施設の原状回復とはどのような状況を目指すのかご教示願います。管理物を撤去し、使用開始時の荷姿に回復するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	維持管理・運 業務委託契約書 （案）	10	32	2			汚泥の量	不可抗力に起因して、施設の性能や機能が低下した場合は、第24条の規定により処理され、これを回復するための増加費用は貴市にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	第24条によるものとなります。
105	維持管理運 業務委託契約書 （案）	10	32				汚泥の量	実施方針のリスク分担案No. 52において「市から事業者へ提供される濃縮汚泥及び脱水汚泥の質または量の変更による事業者の経費の増減」は貴市のリスクとなっております。質問回答No. 151において、増加の費用算出方法はご協議との回答でしたが、リスク分担案に「減」とも記載されているとおり、人口減少等により量が減った場合における事業者の計画収益の減少も、貴市に負担いただけると理解してよろしいでしょうか。その場合の算出方法も協議とさせていただけるという理解でよろしいでしょうか。相違ある場合は、リスク分担案No. 52で謳う貴市のリスク分担が明記された契約と条項をご教示お願いいたします。	要求水準書に示された汚泥量についても将来的な人口減少を見込んでおります。これよりも著しく減少した場合には協議を行います。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）」において示す」としております。
106	維持管理運 業務委託契約書 （案）	10	32				汚泥の量	実施方針のリスク分担案No. 53において「市から事業者へ提供されるし尿・浄化槽汚泥の質または量の変更による事業者の経費の増減」は貴市のリスクとなっております。質問回答No. 151において、増加の費用算出方法はご協議との回答でしたが、リスク分担案に「減」とも記載されているとおり、人口減少等により量が減った場合における事業者の計画収益の減少も、貴市に負担いただけると理解してよろしいでしょうか。その場合の算出方法も協議とさせていただけるという理解でよろしいでしょうか。相違ある場合は、リスク分担案No. 53で謳う貴市のリスク分担が明記された契約と条項をご教示お願いいたします。	No. 105をご参照下さい。
107	維持管理運 業務委託契約書 （案）	10	32				汚泥の量	実施方針のリスク分担案No. 58において「市の指示や業務内容の変更、市が提供する濃縮汚泥の量や質が当初設定した範囲を逸脱したことに対するために要した、事業者の費用」は貴市のリスクとなっております。質問回答No. 151において増加の費用算出方法はご協議との回答でしたが、リスク分担案に「範囲を逸脱」とも記載されているとおり、増加だけではなく、人口減少等により量が減った場合における事業者の計画収益の減少も、貴市に負担いただけると理解してよろしいでしょうか。その場合の算出方法も協議とさせていただけるという理解でよろしいでしょうか。相違ある場合は、リスク分担表No. 58で謳う貴市のリスク分担が明記された契約と条項をご教示お願いいたします。	No. 105をご参照下さい。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
108	維持管理運営業務委託契約書（案）	10	32	2			汚泥の量	「受注者は、・・・施設の性能、機能、耐用等（以下「施設性能等」という。）を保証し」とごさいます。SPC設立後に本契約書はSPCに継承されることから、本条項はSPCに施設性能等を保証する内容となっております。設計・建設業務を行う企業がSPCの構成企業とならない場合、SPCが、当該施設の耐用等のハード面を保証することは極めて困難であり、SPCとして参画する企業に過大なリスクを負わせるものです。このような過大なリスクを強いる規定はSPCの構成を困難とするものですので、この規定を削除していただきますようお願いいたします。	施設の性能、機能、耐用は建設物引渡時に保証されており、維持管理運営事業者はこれを保持する義務があります。
109	維持管理運営業務委託契約書（案）	10	33				受注者の債務不履行	本条項における「債務不履行」について、既設設備の瑕疵に起因する場合は、受注者は免責と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、既設設備の瑕疵に起因して受注者の履行が困難となった場合の取り扱いについて貴市の考えをご教示お願いいたします。	維持管理運営責任は事業者にあることをふまえた上で、既存施設そもその瑕疵については、市が責任を負います。
110	維持管理運営業務委託契約書（案）	10	33				受注者の債務不履行	本条項における「債務不履行」について、新設設備の法的瑕疵担保期間外における新設設備に起因する場合は、受注者は免責と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、新設設備の法的瑕疵担保期間外における新設設備に起因して受注者の履行が困難となった場合の取り扱いについて貴市の考えをご教示お願いいたします。受注者の免責とならない場合、法的瑕疵担保期間を超えて受注者の責となる合理的な理由をご教示お願いいたします。	本契約では維持管理運営を行う事業者を「受注者」としますので、本条項における債務不履行は、設備の不備に起因するものではなく、受注者の帰責事由によるものです。
111	維持管理・運営業務委託契約書（案）	10	34				法令変更によって発生した費用等の負担	実施方針のリスク分担案No.2において、「本事業にかかる根拠法令の変更」は貴市のリスクとなっております。したがって、費用負担は貴市との方針が示されていたと理解しております。契約の変更はご協議いただけるものとして、費用負担は貴市と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、リスク分担案No.2との相違に関する貴市のお考えと合理的な理由をご教示お願いいたします。	補則を加えます。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）」において示す」としてあります。
112	維持管理・運営業務委託契約書（案）	10	34				法令変更によって発生した費用等の負担	第1回質問回答No.152において、法令変更については実施方針別紙1のリスク分担案で示されている通りのリスク負担となることをご確認いただきましたが、明確化のため、建設工事請負契約第63条（補則）と同様の規定の追加をお願いいたします（なお、ここでの「その分担に係る基本的な方針」とは、本事業に係る実施方針別紙1のリスク分担案に記載されている方針を意味するものと理解しております。）。	補則を加えます。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）」において示す」としてあります。
113	維持管理・運転業務委託契約書（案）	11	35	1			原状回復義務	第1回質問回答No.153にて、既存施設も原状回復の対象とのご回答でした。既存施設は、どのような経年劣化状況にあるか応募者としては想定ができておらず、募集要項等においても購入時（新品）の仕様が明記されているのみで、「原状回復」に要する費用想定は困難です。回復目標とされる「原状」を判定する指標・基準、「原状回復」と判断される際の想定されている検査項目などを具体的にご教示お願いいたします。	対象施設に機能的不具合がなく継続して使用可能かどうか判断基準となります。機能的に影響しない部分の通常損耗・劣化は回復を要しませんが、通常損耗・劣化であっても機能的に継続使用が困難な状態である場合は、継続使用が可能な状態までの回復を要します。
114	維持管理・運転業務委託契約書（案）	11	36		(1)		発注者の解除権	指定期日までに履行できない正当な理由がある場合を除外いただけますようお願い致します。 以下明記いただけないでしょうか。 「受注者が正当な理由なく～」	追記します。
115	維持管理・運営業務委託契約書（案）	12	36	2			発注者の解除権	特定事業契約書（案）に関する質問回答No156に係る更問となります。当該回答において「原文のままとします。」とされておりますが、本項は発注者による契約解除にも関わらず、損害賠償の範囲が制限されるものとなっております、極めて不公平なものとして認識しております。本契約前文においては「各々対等な立場における合意に基づいて」と記載がございますので、対等且つ衡平な条文として頂くべく、「やむを得ないと発注者が認めるものについて」を削除頂きますよう重ねてお願い申し上げます。万が一、ご修正頂けない場合、「原文のままとします。」のみの一方的なご回答ではなく、貴市としてお考えの合理的な理由を明確にご説明頂きますようお願い致します。	原文のままとします。 発注者が不当に賠償を免れることを意図したものではありません。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
116	維持管理・運 業務委託契約書 （案）	12	36条の2		(2)		契約が解除された場合等の 違約金	履行できない正当な理由がある場合を除き、以下明記いただけないでしょうか。 「受注者が正当な理由なく～」	追記します。
117	維持管理・運 業務委託契約書 （案）	12	36の2	1			契約が解除された場合の 違約金等	契約金額の10分の1を違約金とされていますが、他のPFI事例等に比して著しく事業者にとって過酷とされます。「1事業年度当たりの契約金額の10分の1」にご修正くださいようお願いいたします。	原文のままとします。
118	維持管理・運 業務委託契約書 （案）	13	39	2			協議解除	特定事業契約書（案）に関する質問回答No159に係る更問となります。損害には逸失利益は含まないとされていますが、受注者が本事業の継続を前提に、貴市からのサービス購入料を支払い原資とする想定で準備に要した合理的な費用を受注者の損害とすることについて、少なくとも貴市と協議し得ることをご確認ください。	逸失利益が合理的説明のつく場合に限り協議をいたします。
119	維持管理・運 業務委託契約書 （案）	13	40	1			受注者の解除権	この条項ですと、発注者の契約違反については、この契約の履行が不可能となった場合にのみ解除することができるということとなり、解除の行使が非常に限定されています。建設工事請負契約第52条と同様の、発注者の契約違反について催告をしても履行されない場合の、受注者の解除権を追記ください。原文のままとされる場合は、受注者の解除権を設定されない点に対する合理的な理由をご教示お願いいたします。	催告について追記します。
120	維持管理・運 業務委託契約書 （案）	13	40	1			受注者の解除権	建設工事請負契約第53条の2と同趣旨の、建設工事請負契約が締結されなかった場合、又は建設工事請負契約が解除された場合の、本契約の終了の規定、及び、かかる事由が貴市の責に帰すべき事由に起因する場合の、受注者から発注者へ損害賠償を請求できる旨の規定を追記ください。原文のままとされる場合は、かかる規定を設定されない点に対する合理的な理由をご教示お願いいたします。	追記します。ただし、建設の後に維持管理・運営を行うため、請求する損害賠償には合理的説明がつくものに限りします。
121	維持管理・運 業務委託契約書 （案）	14	42	2			契約終了時の措置	「業務水準書」と規定されていますが、「要求水準書」の誤りでしょうか。	修正します。
122	固形燃料化物 売買契約書 （案）	-	-				-	実施方針のリスク分担案で示されているリスク負担により、本契約が取り扱われることを明確にするため、建設工事請負契約第63条と同趣旨の規定（建設工事請負契約のみにかかわる部分を除きます）の追加をお願いいたします（なお、ここでの「その分担に係る基本的な方針」とは、本事業に係る実施方針別紙1のリスク分担案に記載されている方針を意味するものと理解しております）。原文のままとされる場合は、規定の追加をされない合理的な理由をご教示お願いいたします。	原文のままとします。 リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としてあります。
123	固形燃料化物 売買契約書（案）	1	1	5				「年度契約」とありますが、年度ごとに条件を定めるとの理解でよろしいでしょうか。「年度契約」について教えてください。	「及び年度契約」を削除します。
124	固形燃料化物 売買契約書（案）	2	3	4			固形燃料化物の授受	実施方針のリスク分担案No.26において、不可抗力リスクは貴市のリスクとなっております。「発注者が引き渡す汚泥の性状等により責任を負う場合を除き」とありますが、不可抗力による損害等は貴市と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、リスク分担案No.26の見解と相違する理由に対する貴市のお考えと不可抗力における取り扱いについてご教示お願いいたします。	授受された固形燃料化物については、第3条4項に基づき市は何ら責任は負いません。 また、固形燃料化物の製造に関しては維持管理・運營業務委託契約書（案）をご参照ください。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としてあります。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
125	固形燃料化物売買契約書（案）	2	4	2			固形燃料化物の価格	「経済情勢の大幅な変動等相当な理由が生じた場合…」とありますが、現在発生している新型コロナウイルス感染症による製造工業の低迷もしくは原油価格の暴落といった状況において、国内のエネルギー消費は大きく減少し、エネルギー価値がマイナスとなる状況も発生しています。このような状況を顧みますと、とりわけ放射性物質を含む燃料の価値は著しく減少することが予想されますし、現在、既に本契約の第8条の不可抗力の範疇に入っているものと理解しています。特定事業の選定時に試算された範囲外の部分で大きく経済状況が変化しておりますので、VFM試算の見直しが必要と考えます。本論点に関しまして、貴市のお考えをご教示お願いいたします。見直しが不要とのご見解、あるいは意見としてご採用いただく場合は、本件検討を進めることの是非のみでも貴市のご意見をご教示お願いいたします。	現在の状況だけで判断することが合理的とは考えません。
126	固形燃料化物売買契約書（案）	2	5	2			売買代金の支払	遅延損害金は、遅延日数に応じて算出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	固形燃料化物売買契約書（案）	2	6				授受されない場合	「受注者の計算において」とはどのような意味でしょうか。「費用負担において」ではないでしょうか。	意味合いはご理解の通りです。法律用語でその行為の経済的効果が帰属することを指します。
128	固形燃料化物売買契約書（案）	2	8				不可抗力の場合場合	実施方針のリスク分担案No.15において、自然災害により被災した場合は貴市の負担と記載されています。負担方法などは「協議」いたしますが、負担は貴市と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、自然災害により被災した場合の取り扱いについて、貴市のお考えと合理的な理由をご教示お願いいたします。	質問内容の具体性に欠けるためお答えしかねます。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としております。
129	固形燃料化物売買契約書（案）	2	9	2			有効期間	「発注者は、この契約又は年度契約に受注者が違反したとき」とありますが、違反の事由が受注者に責めがある場合との理解でよろしいでしょうか。以下明記いただけないでしょうか。 例：「この契約又は年度契約に受注者がその責めに帰すべき事由により違反したとき～」	追記します。
130	固形燃料化物売買契約書（案）	2	9	3			有効期間	締結している建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが発注者により解除された場合、発注者は責を負わない旨規定されていますが、例えば、建設工事請負契約第47条により発注者が解除した場合は、貴市に損害賠償を負担していただく必要がございます。「発注者により解除された場合」とは、「当該契約の受注者の責に起因して発注者により解除された場合」という趣旨という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	固形燃料化物売買契約書（案）	2	9	3			有効期間	発注者の責に起因して、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約が締結に至らなかった場合や、発注者の責に起因して、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約が解除された場合は、受注者に生じた損害は、貴市においてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.130をご参照下さい。
132	固形燃料化物売買契約書（案）	2	9	3			有効期間	なお書きにて発注者がその責めを負わないものとされるのは、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが「発注者により」解除された場合、と規定されています。これとは異なり、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約につき、発注者の責めに帰すべき事由により「受注者が」解除する場合には、固形燃料化物売買契約の受注者又は固形燃料化物有効利用企業その他第三者に生じた損害は文面上も貴市がその責めを負うものと理解しておりますが、かかる理解で相違ありませんでしょうか。異なる場合には、その理由をご教示ください。	No.130をご参照下さい。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
133	固形燃料化物売買契約書（案）	3	11				その他	実施方針のリスク分担案No.2において、「本事業にかかる根拠法令の変更」は貴市のリスクとなっております。したがって、費用負担は貴市との方針が示されていたと理解しております。契約の変更はご協議いただけるものとして、費用負担は貴市と理解してよろしいでしょうか。	変更された根拠法令の内容に応じて協議します。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）」において示す」としてあります。
134	固形燃料化物売買契約書（案）	3	11				その他	維持管理運営に関しての住民対策は、同契約書第48条で規定されていますが、固形燃料化物売買事業契約には当該条項に類似する条項がございません。実施方針のリスク分担案No.8において「施設設置そのものに関する住民対策」は貴市のリスクと謳われておりますが、固形燃料化物売買事業契約においても、（地元関係者との調整等）について、貴市の事由に起因する場合は貴市のリスクである点を固形燃料化物売買契約の条項として追加をお願いいたします。相違ある場合は、リスク分担案No.8との相違に関する貴市のお考えと合理的な理由をご教示をお願いいたします。	本契約は燃料化物を売買する契約であり、施設の維持管理・運営に関しての契約ではありません。したがって、施設設置そのものに関する住民対策は関係いたしません。 なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）」において示す」としてあります。
135	固形燃料化物売買契約書（案）	3	12				その他	付帯事業である固形燃料化物売買についても、事業者の責めに帰すべき理由以外の事由により第三者が損害（本条項記載の損害）を受けた場合は、貴市が負担と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、貴市のお考えと合理的理由をご教示をお願いいたします。	固形燃料化物売買は付帯事業ではありません。 質問内容の具体性に欠けるためお答えし兼ねます。
136	固形燃料化物売買契約書（案）	6	別紙	4			例外的な見直し方法の採用	発注者が第2項の見直し方法が適当でないと思えたとしても、発注者と受注者が別途合意しない限り、新たな見直し方法は採用されないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	バイオガス発電事業契約書（案）	-	-				-	実施方針のリスク分担案で示されているリスク負担により、本契約が取り扱われることを明確にするため、建設工事請負契約第63条と同趣旨の規定（建設工事請負契約のみにかかわる部分を除きます）の追加をお願いいたします（なお、ここでの「その分担任に係る基本的な方針」とは、本事業に係る実施方針別紙1のリスク分担案に記載されている方針を意味するものと理解しております。）。原文のままとされる場合は、規定の追加をされない合理的な理由をご教示をお願いいたします。	原文のままとします。 リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）」において示す」としてあります。
138	バイオガス発電事業契約書（案）						バイオガス発電事業主体	バイオガス発電事業主体に関する第1回質問回答を総括すると、契約主体と所有はSPCが直接担うことが必須で、それ以外の機能は第5条に従って事業実施企業に委託できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	バイオガス発電事業契約書（案）	1	1	1			総則	「嫌気性消化施設」は募集要項等に定義されているものを指すとの理解でよろしいでしょうか。 以下明記いただけないでしょうか。 例：「～受注者を買主とするバイオガス（嫌気性消化施設（募集要項等に定めるもの）をいう。以下同じ。）において製造されるバイオガスをいう。」	追記します。
140	バイオガス発電事業契約書（案）	1	1	3			総則	「有効期間」とは事業実施期間と同義との理解でよろしいでしょうか。	「事業実施期間」に修正します。
141	バイオガス発電事業契約書（案）	1	1	5			総則	「年度契約」とありますが、年度ごとに条件を定めるとの理解でよろしいでしょうか。「年度契約」について教示ください。	「及び年度契約」を削除します。
142	バイオガス発電事業契約書（案）	1	5				バイオガス発電事業主体	第1回質問No.195回答の解釈として、バイオガス発電設備の所有はSPCと理解しましたが、バイオガス発電設備建設資金調達手段としてリースの活用は可能との理解でよろしいでしょうか。この場合、SPCはリース資産として設備を保有しますが、正確な設備の所有者はリース会社になります。	リースとしても構いません。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
143	バイオガス発電事業契約書（案）	2	6	3	(3)		バイオガス独占買取・利活用権	「特措法第三条第8項に基づく単価の増加により受注者の収入が増加したときは、発注者は、前項に基づく収入の分配の割合について、受注者と協議のうえ…」とありますが、特措法第三条第10項に基づく国内経済状況を顧みでの調達価格等の改定にて受注者の収入が減少したときにも、発注者は、受注者と協議のうえ対応を検討していくことを追記お願いいたします。	No. 144をご参照下さい。
144	バイオガス発電事業契約書（案）	2	6	3	(3)		バイオガス独占買取・利活用権	1回目質問回答No. 202におきまして、特措法第三条第10項に基づく国内経済状況を顧みでの調達価格等の改定にて受注者の収入が減少したときにも、発注者は、受注者と協議のうえ対応を検討していくことの追記お願いいたしましたが、「原文のままとします。」との回答を頂いております。原文のままとする合理的な理由をご教示願います。	バイオガス単価についてはバイオガス売買契約書（案）にて定めており、特別措置法の告示等の改正その他所要の要素を考慮して…年度ごとに変更できるものとする。と記載があります。
145	バイオガス発電事業契約書（案）	2	6	3	(3)		バイオガス独占買取・利活用権	1回目質問回答No. 202におきまして、特措法第三条第10項に基づく国内経済状況を顧みでの調達価格等の改定にて受注者の収入が減少したときにも、発注者は、受注者と協議のうえ対応を検討していくことの追記お願いいたしましたが、「原文のままとします。」との回答を頂いております。本事業は民設民営事業にあるにもかかわらず、募集要項におきまして業務実施を必須とされており、増収となった場合には利益分配の義務を負っております。基本契約書の総則においては、「発注者たる貴市と受注者たる事業者とは、各々の対等な立場」と謳われておりますが、本条項は発注者の立場が著しく強い形態となっております。国内経済の緊急時においては協議させて頂く権利を付与する等、公正な協力的体制へのご協力をお願いいたします。修正なき場合は、「原文のまま」とのみの回答ではなく、貴市としての合理的な理由をご教示お願いいたします。	No. 144をご参照下さい。
146	バイオガス発電事業契約（案）	2	6	3			バイオガス独占買取・利活用権	電気事業者による再生可能エネルギー電機の調達に関する特別措置法第3条第8項に基づく単価の減少により受注者の収入が減少した場合、バイオガス売買契約第4条に基づき、年度ごとの協議によりバイオガスの購入単価を変更できると理解してよろしいでしょうか。	バイオガス売買契約書（案）第4条のとおりです。
147	バイオガス発電事業契約書（案）	2	6				バイオガス独占買取・利活用権	「維持管理・運営期間の全期間にわたり」とありますが、事業実施期間と同義との理解でよろしいでしょうか。	「事業実施期間」に修正します。
148	バイオガス発電事業契約書（案）	2	7				土地の貸付	賃貸期間に設置工事・除却期間も含むとのこと回答がございました（No.206）が、修正後第7条1項では「令和6年4月1日から令和26年3月31日までの期間、または第2条2項により事業期間が変更された場合はこの期間を含む期間」とされており、第2条第1項2号の設計・施工期間（令和6年3月31日まで）及び第4号の撤去期間（令和26年4月1日から令和26年9月30日まで）が含まれる記載になっておりません。賃貸期間に設計・施工期間及び撤去期間が含まれる旨明記をお願いいたします。	令和6年4月1日から令和26年3月31日までの期間を「含む期間」と追記します。
149	バイオガス発電事業契約書（案）	2	7				土地の貸付	第1回質問回答No. 206において、土地の賃貸借契約の賃貸費用は設置工事期間から発生との回答がございました。「令和6年4月1日から令和26年3月31日までの期間」とありますが、設置工事・試運転・除却期間を含むことから「本契約締結時から令和26年3月31日までの期間内」等への修正が必要と存じます。ご検討お願いいたします。	No. 148をご参照下さい。
150	バイオガス発電事業契約書（案）	2	7				土地の貸付	要求水準書に示された建設予定地の範囲内にバイオガス発電施設を設置した場合、敷地賃借に係る費用負担は不要という理解で良いでしょうか？	建設予定地の範囲内にバイオガス発電施設も設置する必要があります。また、バイオガス発電施設の敷地賃借に係る費用負担は必要です。
151	バイオガス発電事業契約書（案）	3	10	2			有効期間	「発注者は、この契約に受注者が違反したとき」とありますが、違反の事由が受注者に責めがある場合との理解でよろしいでしょうか。 例：「この契約に受注者がその責めに帰すべき事由により違反したとき～」	追記します。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
152	バイオガス発電事業契約書（案）	3	10	3			有効期間	なお書きにて発注者がその責めを負わないものとされるのは、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが「発注者により」解除された場合、と規定されています。これとは異なり、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約につき、発注者の責めに帰すべき事由により「受注者が」解除する場合には、受注者又は電力買取を行う一般送配電事業者又は特別送配電事業者その他第三者に生じた損害は文理上も貴市がその責めを負うものと理解しておりますが、かかる理解で相違ありませんでしょうか。異なる場合には、その理由をご教示ください。	No. 153をご参照下さい。
153	バイオガス発電事業契約書（案）	3	10	3			有効期間	締結している建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが発注者により解除された場合、発注者は責を負わない旨規定されていますが、例えば、建設工事請負契約第47条により発注者が解除した場合は、貴市に損害賠償を負担していただく必要がございます。「発注者により解除された場合」とは、「当該契約の受注者の責に起因して発注者により解除された場合」という趣旨という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	バイオガス発電事業契約書（案）	3	10	3			有効期間	発注者の責に起因して、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約が締結に至らなかった場合や、発注者の責に起因して、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約が解除された場合は、受注者に生じた損害は、貴市においてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 153をご参照下さい。
155	バイオガス発電事業契約書（案）	3	10	4			有効期間	「本事業の維持管理・運営開始より前に～」とありますが、事業実施期間より前と同義との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
156	バイオガス発電事業契約書（案）	3	12				その他	付帯事業であるバイオガス発電事業についても、維持管理・運営業務委託契約第10条第2項に記載のように、事業者の責めに帰すべき理由以外の事由により第三者が損害を受けた場合は、貴市が負担と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、貴市のお考えと合理的理由をご教示お願いいたします。	付帯事業については、民間所有・民間経営であるため、事業者の帰責事由以外についても事業者負担となります。
157	バイオガス発電契約書（案）	3	13				その他	実施方針のリスク分担案No. 2において、「本事業にかかる根拠法令の変更」は貴市のリスクとなっております。したがって、費用負担は貴市との方針が示されていたと理解しております。契約の変更はご協議いただけるものとして、費用負担は貴市と理解してよろしいでしょうか。	No. 158をご参照下さい。
158	バイオガス発電事業契約書（案）	3	13				その他	維持管理運営に関する住民対策は、同契約書第48条で規定されていますが、バイオガス発電事業契約には当該条項に類似する条項がございません。実施方針のリスク分担案No. 8において「施設設置そのものに関する住民対策」は貴市のリスクと謳われておりますが、バイオガス発電事業契約においても、（地元関係者との調整等について、貴市の事由に起因する場合は貴市のリスクである点をバイオガス発電事業契約の条項として追加をお願いいたします。相違ある場合は、リスク分担案No. 8との相違に関する貴市のお考えと合理的な理由をご教示お願いいたします。	リスク分担の考え方については、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としてあります。付帯事業は民間設置・民間経営の事業であり、事業者が担う業務となりますので、付帯事業に関するリスク負担は事業者となります。
159	バイオガス売買契約書（案）	-	-				-	実施方針のリスク分担案で示されているリスク負担により、本契約が取り扱われることを明確にするため、建設工事請負契約第63条と同趣旨の規定（建設工事請負契約のみにかかわる部分を除きます）の追加をお願いいたします（なお、ここでの「その分担に係る基本的な方針」とは、本事業に係る実施方針別紙1のリスク分担案に記載されている方針を意味するものと理解しております。）。原文のままとされる場合は、規定の追加をされない合理的な理由をご教示お願いいたします。	原文のままとします。リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としてあります。
160	バイオガス売買契約書（案）	1	1	1			総則	「嫌気性消化施設」は募集要項等に定義されているものを指すとの理解でよろしいでしょうか。以下明記いただけないでしょうか。例：「～受注者を買主とするバイオガス（嫌気性消化施設（募集要項等に定めるものをいう。以下同じ。）において製造されるバイオガスをいう。）」	追記します。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
161	バイオガス 売買契約書(案)	1	4	2			バイオガスの価格	経済情勢の大幅な変動等相当な事由が生じた場合は・・・「但し、1Nm3あたり10円を下回る価格に変更することはできないものとする。」とありますが、市のバイオマス売買収入は特定事業の選定時に試算された範囲外の項目かと思えます。1Nm3あたり10円の根拠をご教示願います。	バイオガスのメタン濃度、都市ガスの市場価格、他都市事例等を総合的に勘案して設定しています。
162	バイオガス 売買契約書(案)	1	4	2			バイオガスの価格	経済情勢の大幅な変動等相当な事由が生じた場合は・・・「但し、1Nm3あたり10円を下回る価格に変更することはできないものとする。」とありますが、募集要項において通常時のバイオガス価格においても1Nm3あたり10円を下限としています。通常時と緊急時に差異が無い設定となっています。経済緊急時の対応においては、1Nm3あたり10円の下限を廃止して頂くことを提案いたします。	第7条による不可抗力の扱いに準じて協議とします
163	バイオガス売買 契約（案）	1	4	2			バイオガスの価格	発電事業者申請後、固定価格買取制度の廃止等、事業の前提条件に変更等があった場合は「経済情勢の大幅な変動等相当な事由」に該当すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	バイオガス 売買契約書 （案）	1	5	1			売買代金の支払	第5条第1項の支払方法と、本契約別紙の支払方法は整合していないように思われます。本契約別紙の支払手続に従えば足り、第5条第1項における「納入通知」は別紙における「請求書」を意味するものと理解すれば宜しいでしょうか。	「納入通知」を「請求書」に修正します。
165	バイオガス売買 契約書（案）	1	5	2			売買代金の支払	遅延損害金は、遅延日数に応じて算出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	バイオガス売買 契約書（案）	2	6				授受されない場合	不可抗力の他、受注者の責めによらずに受け取れない場合も除外願います。	追記します。
167	バイオガス売買 契約書（案）	2	6				授受されない場合	貴市が任意に処分する場合には、受注者に事前通知をお願い致します。 以下明記いただけないでしょうか。 「受注者に事前に通知の上、バイオガスを受注者の計算において任意に処分し、」	追記します。
168	バイオガス売買 契約書（案）	2	6				授受されない場合	「受注者の計算において」とはどのような意味でしょうか。「費用負担において」ではないでしょうか。	意味合いはご理解の通りです。法律用語でその行為の経済的効果が帰属することを指します。
169	バイオガス売買 契約書（案）	2	7				不可抗力の場合	実施方針のリスク分担案No.15において、自然災害により被災した場合は貴市の負担と記載されています。負担方法などは「協議」いたしますが、負担は貴市と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、自然災害により被災した場合の取り扱いについて、貴市のお考えと実施方針のリスク分担案No.15との相違に対する合理的な理由をご教示お願いいたします。	付帯事業については、民間所有・民間経営であるため、事業者の帰責事由以外についても事業者負担となります。なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としております。
170	バイオガス売買 契約書（案）	2	8	(1)			有効期間	趣旨を明確にするため文言を補足願います。 (1) この契約の履行期間の満了日（令和26年3月31日）	バイオガス発電事業の履行期間に修正します。
171	バイオガス売買 契約書（案）	3	11				その他	維持管理運営に関しての住民対策は、同契約書第48条で規定されていますが、バイオガス売買契約には当該条項に類似する条項がありません。実施方針のリスク分担案No.8において「施設設置そのものに関する住民対策」は貴市のリスクと謳われておりますが、バイオガス売買契約においても、（地元関係者との調整等）について、貴市のリスクである点をバイオガス売買契約の条項として追加をお願いいたします。相違ある場合は、リスク分担案No.8との相違に関する貴市のお考えと合理的な理由をご教示お願いいたします。	No.169をご参照下さい。
172	バイオガス売買 契約書（案）	3	11				その他	実施方針のリスク分担案No.2において、「本事業にかかる根拠法令の変更」は貴市のリスクとなっております。したがって、費用負担は貴市との方針が示されていたと理解しております。契約の変更はご協議いただけるものとして、費用負担は貴市と理解してよろしいでしょうか。	No.169をご参照下さい。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
173	バイオガス売買契約書（案）	3	11				その他	付帯事業であるバイオガス売買についても、維持管理・運営業務委託契約第10条第2項に記載のように、事業者の責めに帰すべき理由以外の事由により第三者が損害（記載の損害）を受けた場合は、貴市が負担と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、貴市のお考えと合理的理由をご教示お願いいたします。	No. 169をご参照下さい。
174	提案バイオマス処理事業契約書	-	-				-	実施方針のリスク分担案で示されているリスク負担により、本契約が取り扱われることを明確にするため、建設工事請負契約第63条と同趣旨の規定（建設工事請負契約のみにかかわる部分を除きます）の追加をお願いいたします（なお、ここでの「その分担に係る基本的な方針」とは、本事業に係る実施方針別紙1のリスク分担案に記載されている方針を意味するものと理解しております。）。原文のままとされる場合は、規定の追加をされない合理的な理由をご教示お願いいたします。	原文のままとします。リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としてあります。
175	提案バイオマス処理事業契約書（案）						提案バイオマス処理事業主体	第1回質問No. 255回答によれば、SPCが業許可を取得し、責任者を置くことで、他の一切の業務は委託できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	提案バイオマス処理事業契約書（案）	1	1	5			総則	「年度契約」とありますが、年度ごとに条件を定めるとの理解でよろしいでしょうか。「年度契約」について定義ください。	「及び年度契約」を削除します。
177	提案バイオマス処理事業契約書（案）	1	1	5			総則	5項のみ「この契約及び年度契約は、～」との記載となっておりますが、年度契約にて、別途記載されるとの理解でよろしいでしょうか。	「及び年度契約」を削除します。
178	提案バイオマス処理事業契約書（案）	1	6				施設使用料	賃貸契約期間に設置工事・除却期間も含むのご回答がございました（No.262）が、修正後第5条では「令和6年4月1日から令和26年3月31日までの期間、または第2条2項により事業期間が変更された場合はこの期間を含む期間」とされており、第2条第1項1号の設計・施工期間（令和6年3月31日まで）及び第3号の撤去期間（令和26年4月1日から令和26年9月30日まで）が含まれる記載になっておりません。賃貸期間に設計・施工期間及び撤去期間が含まれる旨明記をお願いいたします。	令和6年4月1日から令和26年3月31日までの期間を「含む期間」と追記します。
179	提案バイオマス処理事業契約書（案）	1	6				施設利用料	第1回質問回答No. 206において、土地の賃貸借契約の賃貸費用は設置工事期間から発生との回答がございました。「令和6年4月1日から令和26年3月31日までの期間」とありますが、設置工事・試運転・除却期間を含むことから「本契約締結時から令和26年3月31日までの期間内」等への修正が必要と存じます。ご検討お願いいたします。また、未利用地利活用事業契約書と同様に「土地の貸付」を「施設利用料」から分離し、独立条にされた方がよろしいかと存じます。ご検討お願いいたします。	No. 178をご参照下さい。土地の貸付として、条項を追記します。
180	提案バイオマス処理事業契約書（案）	1	6				施設利用料	「提案バイオマスを受入れた場合に生じる水処理・既設汚泥処理の費用増加…」とありますが、今回新たに設置する汚泥処理施設の費用増減に関しては募集要項P33_サービス購入量B-2_その他費用にて考慮するという理解でよろしいでしょうか？	付帯事業による収支は、別途計上し提案してください。
181	提案バイオマス処理事業契約書（案）	1	6				施設利用料	「受注者による土地の施入面積が増加した場合…」とありますが、要求水準書に示された建設予定地の範囲内に提案バイオマス処理施設を設置した場合、敷地賃借に係る費用負担は不要という理解でよろしいでしょうか。	提案バイオマス処理施設を設置する場合は、建設予定地範囲内であってもその面積分の賃借料が必要となります。
182	提案バイオマス処理事業契約（案）	2	8					実施方針のリスク分担案No. 15において、自然災害により被災した場合は貴市の負担と記載されています。負担方法などは「協議」いたしますが、負担は貴市と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、自然災害により被災した場合の取り扱いについて、貴市のお考えと合理的な理由をご教示お願いいたします。	付帯事業については、民間所有・民間経営であるため、事業者の帰責事由以外についても事業者負担となります。なお、リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担表（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としてあります。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
183	提案バイオマス処理事業契約書	2	9	3			有効期間	締結している建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが発注者により解除された場合、発注者は責を負わない旨規定されていますが、例えば、建設工事請負契約第47条により発注者が解除した場合は、貴市に損害賠償を負担していただく必要がございます。「発注者により解除された場合」とは、「当該契約の受注者の責に起因して発注者により解除された場合」という趣旨という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	提案バイオマス処理事業契約書	2	9	3			有効期間	発注者の責に起因して、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約が締結に至らなかった場合や、発注者の責に起因して、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約が解除された場合は、受注者に生じた損害は、貴市においてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 183をご参照下さい。
185	提案バイオマス処理事業契約書（案）	2	9	2			有効期間	「発注者は、この契約に受注者が違反したときは、」とありますが。違反の事由が受注者に責めがある場合との理解でよろしいでしょうか。 例：「この契約に受注者がその責めに帰すべき事由により違反したときは～」	追記します。
186	提案バイオマス処理事業契約書（案）	2	9	3			有効期間	「なお、締結している建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが発注者により解除された場合、」とありますが、受注者の責めによる解除の場合であるとの理解でよろしいでしょうか。 例：「締結している建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが受注者の責めに帰すべき事由に起因して発注者により解除された場合、」	No. 183をご参照下さい。
187	提案バイオマス処理事業契約書（案）	2	9	3			有効期間	なお書きにて発注者がその責めを負わないものとされるのは、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが「発注者により」解除された場合、と規定されています。これとは異なり、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約につき、発注者の責めに帰すべき事由により「受注者が」解除する場合には、受注者受注者又は提案バイオマス排出者その他第三者に生じた損害は文理上も貴市がその責めを負うものと理解しておりますが、かかる理解で相違ありませんでしょうか。異なる場合には、その理由をご教示ください。	No. 183をご参照下さい。
188	提案バイオマス事業契約書（案）	3	12				その他	実施方針のリスク分担案No. 2において、「本事業にかかる根拠法令の変更」は貴市のリスクとなっております。したがって、費用負担は貴市との方針が示されていたと理解しております。契約の変更はご協議いただけるものとして、費用負担は貴市と理解してよろしいでしょうか。	No. 182をご参照下さい。
189	提案バイオマス処理事業契約書（案）	3	12				その他	付帯事業である提案バイオマス処理事業についても、維持管理・運営業務委託契約第10条第2項に記載のように、事業者の責めに帰すべき理由以外の事由により第三者が損害（本条項記載の損害）を受けた場合は、貴市が負担と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、貴市のお考えと合理的理由をご教示お願いいたします。	No. 182をご参照下さい。
190	提案バイオマス処理事業契約書（案）	3	13				その他	維持管理運営に関しての住民対策は、同契約書第48条で規定されていますが、提案バイオマス処理事業契約には当該条項に類似する条項がございません。実施方針のリスク分担案No. 8において「施設設置そのものに関する住民対策」は貴市のリスクと謳われておりますが、提案バイオマス処理事業契約においても、（地元関係者との調整等）について、貴市の事由に起因する場合は貴市のリスクである点を提案バイオマス処理事業契約の条項として追加をお願いいたします。相違ある場合は、リスク分担案No. 8との相違に関する貴市のお考えと合理的な理由をご教示お願いいたします。	No. 182をご参照下さい。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
191	未利用地利活用事業契約書	-	-				-	実施方針のリスク分担案で示されているリスク負担により、本契約が取り扱われることを明確にするため、建設工事請負契約第63条と同趣旨の規定（建設工事請負契約のみにかかわる部分を除きます）の追加をお願いいたします（なお、ここでの「その分担保に係る基本的な方針」とは、本事業に係る実施方針別紙1のリスク分担案に記載されている方針を意味するものと理解しております）。原文のままとされる場合は、規定の追加をされない合理的な理由をご教示お願いいたします。	原文のままとします。リスク分担の考え方については、実施方針のリスク分担保（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としてあります。
192	未利用地利活用事業契約書（案）						未利用地利活用事業主体	未利用地利活用事業提案で事業者が設備投資するケースにおいて、資金調達的手段としてリースの活用は可能との理解でよろしいでしょうか。この場合、SPCはリース資産として設備を保有しますが、正確な設備の所有者はリース会社になります。	リースとしても構いません。
193	未利用地利活用事業契約書（案）	1	1	5			総則	「年度契約」とありますが、年度ごとに条件を定めるとの理解でよろしいでしょうか。「年度契約」について定義ください。	「及び年度契約」を削除します。
194	未利用地利活用事業契約書（案）	1	1	5			総則	5項のみ「この契約及び年度契約は、～」との記載となっておりますが、年度契約にて、別途記載されるとの理解でよろしいでしょうか。	「及び年度契約」を削除します。
195	未利用地利活用事業契約書（案）	1	5				土地の貸付	第1回質問回答No. 206において、土地の賃貸借契約の賃貸費用は設置工事期間から発生との回答がございました。「令和6年4月1日から令和26年3月31日までの期間」とありますが、設置工事・試運転・除却期間を含むことから「本契約締結時から令和26年3月31日までの期間内」等への修正が必要と存じます。ご検討をお願いいたします。	令和6年4月1日から令和26年3月31日までの期間を「含む期間」と追記します。
196	未利用地利活用事業契約書（案）	1	5, 6				土地の貸付, 施設利用料	賃貸期間に設置工事・除却期間も含むとのことのご回答がございました（No.238）が、修正後第5条では「令和6年4月1日から令和26年3月31日までの期間、または第2条2項により事業期間が変更された場合はこの期間を含む期間」とされており、第2条第1項1号の設計・施工期間（令和6年3月31日まで）及び第3号の撤去期間（令和26年4月1日から令和26年9月30日まで）が含まれる記載になっておりません。賃貸期間に設計・施工期間及び撤去期間が含まれる旨明記をお願いいたします。	No. 195をご参照下さい。
197	未利用地利活用事業契約書（案）	2	8				契約内容の変更等	双務的な規定に修正いただけないでしょうか。 例：「発注者及び受注者は、必要があると認めるときは、相手方と協議の上、この契約の内容を変更し、または契約を解除することができる。」	修正します。
198	未利用地利活用事業契約書（案）	2	8				契約内容の変更	実施方針のリスク分担保No. 15において、自然災害により被災した場合は貴市の負担と記載されています。負担方法などは「協議」いたしますが、負担は貴市と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、自然災害により被災した場合の取り扱いについて、貴市のお考えと合理的な理由をご教示お願いいたします。	付帯事業については、民間所有・民間経営であるため、事業者の帰責事由以外についても事業者負担となります。なお、リスク分担保の考え方については、実施方針のリスク分担保（案）ではなく、募集要項第4.1リスク分担保の考え方において、「特定事業契約書（案）において示す」としてあります。
199	未利用地利活用事業契約書	2	9	3			有効期間	締結している建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが発注者により解除された場合、発注者は責を負わない旨規定されていますが、例えば、建設工事請負契約47条により発注者が解除した場合は、貴市に損害賠償を負担していただく必要があります。「発注者により解除された場合」とは、「当該契約の受注者の責に起因して発注者により解除された場合」という趣旨という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	未利用地利活用事業契約書	2	9	3			有効期間	発注者の責に起因して、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約が締結に至らなかった場合や、発注者の責に起因して、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約が解除された場合は、受注者に生じた損害は、貴市においてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 199をご参照下さい。

いわき市下水汚泥等利活用事業 特定事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
201	未利用地利活用事業契約書	2	10	1			有効期限	第7条1項ではなく、第8条1項（第6条が増増えたことに伴う）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
202	未利用地利活用事業契約書（案）	2	10	2			有効期間	「発注者は、この契約に受注者が違反したとき」とありますが、違反の事由が受注者に責めがある場合との理解でよろしいでしょうか。 例：「この契約に受注者がその責めに帰すべき事由により違反したとき～」	ご理解のとおりです。
203	未利用地利活用事業契約書（案）	2	10	3			有効期間	「なお、締結している建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが発注者により解除された場合、」とありますが、受注者の責めによる解除の場合であるとの理解でよろしいでしょうか。 例：「締結している建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが受注者の責めに帰すべき事由に起因して発注者により解除された場合、」	No. 199をご参照下さい。
204	未利用地利活用事業契約書（案）	2	10	3			有効期間	なお書きにて発注者がその責めを負わないものとされるのは、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが「発注者により」解除された場合、と規定されています。これとは異なり、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約につき、発注者の責めに帰すべき事由により「受注者が」解除する場合には、受注者又は第三者に生じた損害は文理上も貴市がその責めを負うものと理解しておりますが、かかる理解で相違ありませんでしょうか。異なる場合には、その理由をご教示ください。	No. 199をご参照下さい。
205	未利用地利活用事業契約書（案）	2	10	4			有効期間	「本事業の維持管理・運営開始より前に～」とありますが、事業実施期間より前と同義との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
206	未利用地利活用事業契約書（案）	2	10	4			有効期間	「この場合、この契約の <u>解約</u> が」とありますが、「解除」に用語を統一願います。	用語を統一します。
207	未利用地利活用事業契約書（案）	3	12				その他	維持管理運営に関しての住民対策は、同契約書第48条で規定されていますが、未利用地利活用事業契約には当該条項に類似する条項がありません。実施方針のリスク分担案No. 8において「施設設置そのものに関する住民対策」は貴市のリスクと謳われておりますが、未利用地利活用事業契約においても、（地元関係者との調整等）について、貴市の事由に起因する場合は貴市のリスクである点を未利用地利活用契約の条項として追加をお願いいたします。相違ある場合は、貴市の事由であっても事業者のリスクとされる合理的な理由をご教示お願いいたします。	No. 198をご参照下さい。
208	未利用地利活用事業契約書（案）	3	13				その他	実施方針のリスク分担案No. 2において、「本事業にかかる根拠法令の変更」は貴市のリスクとなっております。したがって、費用負担は貴市との方針が示されていたと理解しております。契約の変更はご協議いただけるものとして、費用負担は貴市と理解してよろしいでしょうか。	No. 198をご参照下さい。
209	未利用地利活用事業契約書（案）	3	13				その他	付帯事業である未利用地利活用事業についても、維持管理・運営業務委託契約第10条第2項に記載のように、事業者の責めに帰すべき理由以外の事由により第三者が損害（本条項記載の損害）を受けた場合は、貴市が負担と理解してよろしいでしょうか。相違ある場合は、貴市のお考えと合理的理由をご教示お願いいたします。	No. 198をご参照下さい。